

第四十回国会 参議院地方行政委員会會議録第八号

昭和三十七年二月二十日(火曜日)
午前十時三十八分開会

出席者は左の通り。

- 委員長 小林 武治君
理事 秋山 長造君
基 政七君
委員 西郷吉之助君
館 哲二君
津島 壽一君
鍋島 直紹君
湯澤 三千男君
鈴木 壽君
松澤 兼人君
中尾 辰義君

衆議院議員

- 發議者 網島 正興君
加藤 勘十君
發議者 受田 新吉君
政府委員 經濟企画庁総 曾田 忠君
合開発局長

事務局側

- 常任委員 福永与一郎君
会専門員
参考人 一橋大学助教授 市原昌三郎君
早稲田大学教授 有倉 遊吉君

本日の會議に付した案件
○銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○離島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(小林武治君) ただいまから委員會を開会いたします。

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、お手元にお配りいたしてございまして、お二人の方に参考人として御出席いただいておりますので、これより本案について御意見を承りたいと存じます。

参考人の方に一言ごあいさつ申し上げます。参考人の方には公私御多用のところ、わざわざ當委員會のため御出席下さいましてまことにありがとうございます。これより御意見を述べ願うわけでありまして、順序として、まずお一人約十五分程度で御意見をお述べ願ひまして、後刻さらに委員の質問にお答え願ひことにして進めたいと存じますので、あらかじめ御了承願ひます。

それでは市原参考人からお願ひいたします。

○参考人(市原昌三郎君) 市原でございます。私ふだん行政法を勉強しております者として、この法案に対して若干の感じましたことを申し上げてみたいと思ひます。

はなはだ私事にわたって申しわけないのでありますが、実は、このことを正式にお聞きしましたのは、先週の末でございますので、十分な

時間的な余裕もなく、判例とか、あるいは実際の問題の検討という面につきましても、かなり不十分なものがあるかと思ひます。その点はあらかじめ御了承いただきたいと思います。したがひまして、私がこれから申し上げますことは、このような問題の基本的な考え方、行政法学という立場からして基本的な問題、考え方というふうなことにについて申し上げることになろうかと思ひます。

さて、この法案の中で特にここで申し上げる必要もないようなものもございますので、それはあとで御質問の際にでもまた問題があればお答えするつもりとして、ごく重要と思われるものだけをとり上げて、二お話ししてみたいと思ひます。

第一は、この第二条の第二項の關係でございますが、飛び出しナイフの規制という問題でございます。これは最近の暴力犯罪の激増というふうな観点からいたしまして、何らかのより強い規制が必要ではないか。特に実際の統計等を見ますと、従来取り締まりの対象となつておらなかった刃渡り五・五センチメートル以上のもの、これによる犯罪というものが非常にパーセンテージの上でも多くなつてゐる。したがひまして、これもやはり規制する必要があるのではないかといふことでございまして、その点、まあ特に犯罪とは結びつかないといふふうなものについては、これを除外いたしまして、全面的に禁止するといふのでござ

いますから、現実の必要性という点と、また、実際にこれを取り締まつた場合の国民の受ける不利益というふうなものも比較対照してみますと、何と申しまして、その犯罪を防止しなければならぬといふところにウェイトが置かれていくのではないかと。したがひまして、この点についての規制は問題がないのではないかと、いふふうに考えております。

次に、オリンピックの問題に關連しまして問題が出ておりますが、この点につきましても、私は省略させていただきますたいと思ひます。

次に、許可基準の問題が出て参ります。第五条の三項になつて参るかと申しますが、家族の許可の基準をいたしまして、家族の中に、特にこれは同居の親族でございますが、同居の親族の中に、「他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがある」と認められるに足る相当な理由がある者が、かつ、その者が「申請に係る銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがある」と認められる者である場合には、所持許可をしないことができるといふ規定を設けるといふことでございまして、この点、まあ営業法とか、あるいは古物営業法を見ましても、そういうふうな条文はすでに現われておりますが、質屋営業法でございまして、三条一項の七号、古物営業法の四条一項の六号といふふうなところに出ておりますので、この程度

取り締まりの規制の基準としまして広げますことは、現在の状況からいたしまして差しつかえないのではないかと、いふふうに考えております。

なお、しかしながら、これでは十分ではない、それだけでは実際には十分ではない、もっと進んだ規制をしなければならぬのではないかと、いふふうな御議論も出るかと思ひますが、何と申しまして、基本的な人権の尊重という面とからみ合つてくる問題でございまして、その点はまあこの程度に止むべきことが、私は現在の事情のもとでは適當ではなからうかといふふうに考えて賛成するわけでございまして、

次に、第四番目の問題は、九条の二として、射撃場の指定等に関する規定の整備の問題でございまして、これは省略させていただきますたいと思ひます。

第五番目といたしまして、譲渡制限の問題が入つて参ります。この点につきまして、個人間の譲渡制限につきましては、別段の規定が設けられておらず、特に大量に取り扱う製造業者とか販売業者の規制を対象としてゐるわけでございますので、この点におきましても、公共の福祉からする最小限度の必要性を認めることができると思ひます。したがひまして、この点についても問題はなからうかといふふうに考えております。

次に、第六番目でございまして、第六番目としましては、二十二条を改めることとありますが、刃物の携帯の

制限でございますが、これは従来、この概念がかなり不明確なものがあつたというふうにも思えますので、その点を明確にするという意味で、あいくち等とございましたのを、これを明確にされたというわけでございますし、さらに、その範囲が若干広がつてゐるわけでございます。すなわち「刃体の長さ六センチメートルをこえる刃物を携帯してはならない」というふうにする。ただし、この場合にも問題がございますので、「刃体の長さが八センチメートル以下の長さ若しくは折りたたみ式のナイフ、こぎりといったようなもの、そのほか「政令で定める種類又は形状のもの」は規制の対象とはしない」ということになっております。この点も最近の新聞その他で見ましても、また、このあたりのほうにございまして、この統計というのを見ましても、相当今まで漏れておつたといひますか、はつきりした規制のなかつたものによって犯罪が現実には行なわれてゐるという事例が相当あるようでございます。その意味で、このような規制も必要ではなかつたかと考えております。

次に、最も問題となりますのがこの第七番目の問題でございますが、この二十四条の二として、新しくつけ加へらるべき規定の問題でございますが、「銃砲、刀剣類等を携帯し、又は運搬してゐるに足りる相当な理由のある者、これが、他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められるときは、警察官は、銃砲刀剣類等であると疑われる物を提示させ、又はそれが隠されてゐると疑われる物を開示させて調べることができる。」もの

というふうにしたいというのが改正案でございますが、さらに、この「提示」「開示」のほかに、この二項になるかと思ひましたが、プリントで参りますと三十五ページから六ページでございますが、それが今申しましたようなこと、第一項で、第二項になりますと、「警察官は、銃砲刀剣類等を携帯し、又は運搬してゐる者が、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合において、その危害を防止するため必要があるときは、これを提出させて一時保管することができ、これを提出させて一時保管する対象にならるかというふうにかゝるわけでございます。この規定が最も疑問の対象にならるかというふうにかゝるわけでございます。この点に關しましては、憲法の第三十五条の規定との問題が出てくるわけでございます。憲法の第三十五条の解釈につきましては、通説と申しますか、大多數の學者のとつております立場は、私も同様でございますが、本来は刑事手続について適用される規定である。したがつて、当然には、行政的な手続については適用がないというふうにかゝるわけでございますが、しかしながら、行政目的的作用でございまして、場合によりますと、国民の基本的な人権に対する侵害が相当強度になるといふ可能性を持つてゐるものもある。したがつて、そういう場合については、憲法三十五條の明文が、直接といふわけではございませんが、その趣旨を類推適用すべきではないかといふのが、これが一般の通説のように私受け取つておりますが、私もそう考えておるのでございますが、そういう観点から考えてみ

ますと、本案の場合、これは明らかに刑事手続ではなくて行政目的的作用である。といふことは、この条文の上で申し上げますと、二十四条の二でございしますが、この第一項、三十五ページのところでございまして、「合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合において、これは行政目的であるといふことが明らかにされております。さらに、第二項の場合におきましても、「その危害を防止するため必要があるときは」とありまして、いずれも刑事手続の規定ではないわけでございます。したがつて、第一に、この二十四条の二といふものは、憲法三十五條の直接の対象にはならないといふふうに考えられます。しかし次に、通説の立場に立つた場合、それが特に国民の権利に對する重大な侵害を伴ふといふような場合には、三十五條の趣旨を類推適用すべきだといふ建前が出てくるわけでございますが、この点に關連して考えてみますと、これは強制的な権力の発動といふものを含んでいない、いわば任意的なものであるといふことで、したがつて、国民の権利に對する侵害を必要とするといふふうな、そういう制約をかゝつてこないのでないか。なぜそう言ふのかと申しますと、この「提示させ」「開示させ」といふような規定、あるいは「これを提出させて一時保管することができ」といふふうなことは、従来の立法例から申しまして、このような場合には、一般的に任意的なものといふふうに取り扱われてきてゐるわけでございます。したがつて

まして、これがこゝろの場合に、それでは任意的ではなくて、強制的な場合にはどうなるか、こゝろのことになりますと、用語の上でも、「本人の同意なくとも」とか、「意に反しても」といふふうな規定を置くのが通例でございます。その意味でこの二十四条の二は、条文の文字の上から申しまして、任意なものである、強制的な要素は含んでいない、こゝろ考えられるわけでございます。したがつて、その点で私は、三十五條を以て類推適用する必要もなかつた。もちろん立法の問題を以てしましては、その場合に憲法三十五條を類推適用して、もう少し制約を加えておくといふことがあつても、これは間違ひといふわけではございませんが、なくてはならぬわけがございといふふうにかゝるわけでございます。この点につきましては、さらにいろいろ問題点が出て参るかと思ひますが、時間の十分ではございませんので、質問の際にさらに詳しく申し上げてみたいと思ひます。

このように、全体としてみた場合、私は今回の改正法案といふものが、この激増する暴力犯罪といふものとのにらみ合わせの上において、必要最小限度の取り締まりに大体当たるものだと、こゝろ考えております。したがつて、この法案が憲法違反であるといふふうな問題は出てこない、この程度の規制はやむを得ないといふふうにかゝるわけであります。ただし、何と申しますか、あるいは強制的な要素が含まれるものであるか、こゝろが最も重要な問題点であるか、こゝろが最も重要な問題点であるかと思ひます。この点につきましては、ちよつだいいたした資料の十五ページの終りから二行目に

○委員長(小林武治君) ありがとうございます。

引き続き有倉参考人をお願いいたします。

○参考人(有倉達吉君) 私、有倉でございます。ただいま市原先生はいろいろな点にお触れになりましたが、私の申し上げる点はただ一点、すなわち第二十四條の二の第一項と第二項について申し上げたいと思ひます。と申しますのは、他の条文の場合におきましては、私もほとんど問題は無い、ただし、この第二十四條の二、第一項、第二項につきましては、大いに問題がある、こゝろいふに思ひからでございます。

そしてまず第二十四條の二の第一項には「提示させ」といふ言葉、及び「開示させ」といふ言葉がございまして、第二項には提出させる、こゝろいふ言葉がございまして、この解釈がまず非常に問題になるのではないかと。すなわち、それが相手方の任意に基づくものであるか、あるいは強制的な要素が含まれるものであるか、こゝろが最も重要な問題点であるかと思ひます。この点につきましては、ちよつだいいたした資料の十五ページの終りから二行目に

「相手方の行なり提示、開示、提出の行為を前提とし、警察官が捜索したり、差し押えたりする権限を認められたものではない、こういういわば逐条説明がございします。しかしながら、このような政府の説明というものは、必ずしも法律が制定された後において法定の解釈に与るものではないのでありまして、法律はそれ自体走り出すものでございします。したがって、もしこの逐条説明が法定解釈であると、そうしてそれをずつと通用させようというお考えでありますならば、なぜこの点をばつきり明文化されないのか。これが私の第一の大きな疑問でございします。この点、現在のこの改正案と非常によく似ておりました、かつて昭和三十三年の警職法改正案の第二、四項には、明らかにその趣旨の規定があったのであります。すなわち、その改正案の条文を讀みますと、「前三項に規定するものは、刑事訴訟に關する法律の規定によらない限り、身柄を拘束され、その意に反して警察官に連行され、答弁を強要され、その次でございしますが、『または差押え、もしくは捜索をされることとはない、』、こういうふうに明文の規定をもつて、今の点のいわゆる任意的なものであるという点を明確にしていたのであります。今度の改正案にはその点が全く欠けていっているように思われるのであります。

意見ではございせん、従来の類似立法例を見ればそのことがはつきりいたすのであります。すなわち、従来の類似の立法例といましては、警察官法の第二、四項に「停止させて質問することができ、」、こういう条文があるものであります。そしてこの条文におきましては「答弁を強要されることではない、」、こういうふうな規定がございしますけれども、「停止させて」ということにつぎましては、何らの制限の文言がないのであります。

でもなく純然たる任意手段でもないところの中間的任意手段という言葉をもつて表現されているのであります。しかしながら、その中間的任意手段といふことは、これは同時に、中間的強制手段でございまして、これはどちらにつくかといふと、少なくとも強制の要素が相当入ってくることは否むことができないと思つております。腕力で停止させることも差しつかえないといふことが、なぜそれが任意であるかといふと、私はこれは強制と解すはかばかしいと、こういうふうに思ふのであります。

その具体的な事例から推察できるのではなからうか。おそろくこの資料にあげました例は、このよう具体的な事例があるから、このよう今度の第二、四の二というふうな条文をもつて対処しなければならぬ、すなわち、この必要な根拠を説明するところの例でありうかと思はれるのであります。この例を見てみますと、二十四条の二を全く任意的なものであるとするならば、決してこのような事例に対処し得るところの値打のあるものではない、こういうふうな考えられるのであります。すなわち、相手方が「提示」「開示」あるいは「提出」を拒んだ場合におきましては、ちつともこの事例に対処し得ることにはならないのであります。したがって、このような事例に対処し得るがためには、おそろくは強制の契機がそこに加わらなければならぬ、こういうふうな解釈にならざるを得ないと思ふのであります。

この条文の解釈につきましては、通説は、直接には刑事手続に關する規定である——この点は私もまた否定しないのであります。しかしながら、本条が司法官憲の判断によつて人権の侵害を防止しようとしている趣旨にかんがみましますと、行政手続においても、性質の許す限り、本条が類推適用されるべきである。これも先ほど御紹介になりましたように、通説でございします。そうしてまた、私もこの通説に賛成するのでございしますが、ただ性質の許す限り、本条が類推適用されるかどうかという点について、私は意見を異にするのであります。すなわち、第三十五條が——憲法でございしますが——類推適用されるかどうかについての基準には、二つあると思ふのであります。第一は、強制手段であるか、任意手段であるかという点でございします。第二は、それが行政目的であるか、刑事目的であるかという点でございします。

意見ではございせん、従来の類似立法例を見ればそのことがはつきりいたすのであります。すなわち、従来の類似の立法例といましては、警察官法の第二、四項に「停止させて質問することができ、」、こういう条文があるものであります。そしてこの条文におきましては「答弁を強要されることではない、」、こういうふうな規定がございしますけれども、「停止させて」ということにつぎましては、何らの制限の文言がないのであります。

また、警察方面の解釈といつては、こういうことを言つておられる著書がございします。すなわち、ある程度の停止の要求、すなわち相手方に停止しようという意思を持たせるようにする程度の要求、たとえば前方に立ち、手を広げて通行をはばむとか、相手方の肩に手をかけるとか、自転車の場合に手をかけてとめるという程度のことは不当でないといふのである。これが著書の名前もここに載っておりますが、時間の關係で省略いたしますが、これは警察の方面の方の著書だろうと思ふのであります。これがございします。

それから次に、巡査が、どうしても逃げののかといふながら、その腕に手をかけたことも、任意に停止しない同人を停止させるためには、この程度の実行行為に出ることは、まことにやむを得ないことである、こういう判例がございします。

以上のようにいたしました、この条項に強制の要素が見られるといつたすなわち、市原先生も申されましたやうな憲法第三十五條との關係が直ちに問題になるのであります。すなわち、何人もその所持品について、「捜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三條」——これは逮捕の場合でございしますが——「第三十三條の場合を除いては、正当な理由に基いて発せらるる令状がなければ、侵されな

この点につきましては、かつて——すなわち、昨年の銃刀法の改正法案の立案に關係せられたと思われる警察庁の公務員の方が、ある雑誌の座談会で、こういう発言をしておられます。すなわち、われわれのはきは、事務が任意手段であるといふことと、それから行政目的であるといふことから、憲法に觸れるおそれはないといふ考え方を持っております。このように言われ

それでは、そのよう明確な規定が欠けている法案におきまして、その解釈は、どのようになる可能性があるかといふと、私は、大いに強制的な要素が解釈の中に持ち込まれる可能性があるといふと、こういうふうに思ふのであります。決してそれは私の主観的な

それから、その次に検事の書かれたものの中に、こういう文言がございします。停止の要求に応じなかつた場合には、妥当な方法によつて、腕力で停止させることも差しつかえないといふのであります。その検事の方は、これを中間的任意手段、いわゆる強制手段

その次に、行政及び司法の解釈がすでに相当出ておりますコンテストのもとで、改正法の以上のような規定の解釈には、必ず、その逐条説明にむしる反し、強制が加はるといふことは、これはむしろ明らかではないかと思ふのであります。そうしてそのことは、また、ちようだいたした資料の五十四ページにあげてあるところ

この条項の解釈につきましては、通説は、直接には刑事手続に關する規定である——この点は私もまた否定しないのであります。しかしながら、本条が司法官憲の判断によつて人権の侵害を防止しようとしている趣旨にかんがみましますと、行政手続においても、性質の許す限り、本条が類推適用されるべきである。これも先ほど御紹介になりましたように、通説でございします。そうしてまた、私もこの通説に賛成するのでございしますが、ただ性質の許す限り、本条が類推適用されるかどうかという点について、私は意見を異にするのであります。すなわち、第三十五條が——憲法でございしますが——類推適用されるかどうかについての基準には、二つあると思ふのであります。第一は、強制手段であるか、任意手段であるかという点でございします。第二は、それが行政目的であるか、刑事目的であるかという点でございします。

この点につきましては、かつて——すなわち、昨年の銃刀法の改正法案の立案に關係せられたと思われる警察庁の公務員の方が、ある雑誌の座談会で、こういう発言をしておられます。すなわち、われわれのはきは、事務が任意手段であるといふことと、それから行政目的であるといふことから、憲法に觸れるおそれはないといふ考え方を持っております。このように言われ

四条に、消防職員は火災予防のために必要があるときは、仕事場、工場等に立ち入り、検査ができる。あるいは食品衛生法第十七条に、営業の場所等に臨検、検査することができる。こういうふうな法律は、これは全く行政目的でありまして、特定の犯罪捜査というふうな刑事目的とは全く異なっている。であるとして、問題はございせん。しかるに、この銃刀法におきましては、犯罪捜査と密接な関連を持ってゐるのであります。すなわち銃砲刀剣類等の所持が禁止され、しかも、これが、犯罪とせられてゐる、すなわち銃砲刀剣類等は、殺人あるいは傷害等の他の犯罪の手段であるとともに、また、その手段であるがゆえに、それ自体の所持が禁止され、しかも、犯罪とせられておられますのは、銃刀法の第三條及び第三十一條第一号によって明らかであります。したがって、具体的な場合におきまして、一体不法所持を処罰するための刑事手続であるのか、そのような犯罪の捜査とは関係のない行政手続であるかというところは、必ずしも明白ではないのであります。そのような場合においては、むしろ令状がなければ、このような強制手段に出ることができないということが、むしろ当然ではなからうかと思ふのであります。もつとも本条には、先ほど市原先生も述べられましたように、「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合」、こういう要件が加わつておりますから、したがって、これは行政目的であると解する見解もございせん。しかしながら私は、必ずしもこのような文言

があるからといって、行政目的であるというふうな考えるわけにはいかないのでもございせん。なぜならば、銃砲刀剣類等を所持しているということ、及び他人の生命等々に危害を及ぼすおそれがあると認められる等の場合、このような場合におきましては、たとえば刑法第二百一一条の殺人の予備、及び第二百三十七條の強盜の予備、このような犯罪の嫌疑をかけ、そうしてその捜査の手段として、その職権を行使するといふようなことにも見られるからでございまして、他の純然たる行政目的の場合と違ひまして、やはり犯罪捜査と密接な関係がある、こういうふうに解せざるを得ないのであります。

以上、要するに本条項は、「開示」提示「提出」という点に強制の要素が見られるということ、及び犯罪捜査と密接な関連が見られる。この二点において憲法第三十五條に違反する疑いがあるといふふうに解せられるのであります。もしかりに任意手段であるということとを明記いたしますならば、一応違憲の疑いを免れることはできましよう。そのかわりまた、ほとんど所期の目的を達成し得ないだらうと思はれるのであります。なぜならば、犯罪者が凶悪であればあるほど、「開示」「提示」「提出」の命令というものを拒否するであらうことは容易に予想できるのであります。その場合には、警察官は何事もし得ないはずであるからであります。すなわち効果を上げようとするならば、違憲違法のおそれが生ずる、また逆に適憲適法ならんすれば実効がなくなる、こういう宿命を持つものが本条項ではなからうか。したがって、本条項の制定の理由というものは、私

にとつてはあまり解することができないと思ふのでございせん。

それでは簡単にございせんが、この辺にいたします。

○委員長(小林武治君) ありがとうございます。

ただいまの御意見に對しまして、御質疑のある方は御発言をお願いします。

○秋山長造君 市原先生にお伺いしますが、二十四條の二の御説明の中で、もし「この場合」に強制ならば、「本人の意に反しても」という文言を入れるのが通例だといふお話があつたのでございせんが、そういう例があらうし、たからお教え願ひます。

○参考人(市原三郎君) ただいまの御質問でございせんが、それにつきましては、精神衛生法の二十九條の一、三十三條、三十四條、四十條といふようなものが例としてあげられるのじやないかと思ひます。

○秋山長造君 私、精神衛生法の内容をちょっと今わかりませんでありますが、こういう今の銃砲刀剣類の取締法のよるな警察法規ですね、こういう警察法規について、何かそういう例があらうか。

○参考人(市原三郎君) 私は、ただいまの問題につきまして調べて参りましたのは、精神衛生法の規定であります。

使つた例をいまだかつて見たことがないのですがね。精神衛生法の場合には、おそらく私の即席での想像ですけれども、こういう警察関係の法規とは建前、目的その他が違ふ場合ではないかと思ふのですがね。やはり今の銃砲刀剣類の場合は、特にこの二十四條の二のような条文については、これは読んだだけでは、一体強制なのか任意なのか、そこがはつきり条文に出ていないといふような書き方をしているのが通例ではないかと思ふのです。そこに強制なりや任意なりやといふことで解釈上の問題が出てきて、実際の取り締り面でいろいろ行き過ぎがあつたり乱用があつたりすることになっておるから、今も問題になつてゐるのじやないかと思ふのですがね。確かに、「提示」「提出」といふ言葉は、われわれの日本語の常識からすると、やはり何らかの「させ」といふのですから、こちらの力が相手方にある程度加はるといふことも考えざるを得ないのですけれども、この条文について、そういう強制の要素が全然加はる余地がないということが断言できるのでしようか。

○参考人(市原三郎君) 法令の一般的な用語の用い方でございせんが、たとえば、出入国管理令の十三條の三項その他にもございせんが、出入国管理令の中の一つ、それから関税法のほうでも四十八條の一、二項とか、たばこ専売法の四十九條の一、二項といふふうなところにも「させ」といふ言葉がやはり用いられておりますが、こういう場合合には、強制的な要素は入つておらない、任意的なものだといふふうに私も考えております。で、先ほど精神衛

生法といふものと警察といふようなものは建前が違ふのではないかという言葉がございせんが、その点、全く私も同じものといふふうには理解しないのであります。しかしながら、国民の自由といふようなものを制約する、国家権力によつて制約するといふ点においては、問題が同じだ。そうしますと、ここに問題になつておるのは国民の自由、これが問題になつてゐるわけですから、その点が同じだといふならば、大体精神衛生法の規定の仕方といふようなものと、この銃刀法の規定の仕方といふものと類似して考えることも可能ではないかといふふうに考えます。

○秋山長造君 さらに教えていただきたいのですが、たとえば、この銃砲刀剣類の法律の中でも、ずっと条文を讀んでいきますと、同じような意味のようにも受け取れるのですが、また違ひのかもしれないが、ある場合には、「何をさせる」といふ「させ」といふ言葉を使い、またある場合には、「求める」「何々すること」を求めるという言葉を使つてゐるのです。たとえば、現行法二十四條の二項に、許可証あるいは登録証の「提示を求め」といふような言葉を使つております。それからまた二十五條には「当該銃砲又は刀剣類の提出を命じ」云々という言葉を使つてゐる。第二十七條にも「総理府令で定める手続により、その提出を命ずることができる」といふような言葉を使つておるのですが、「させる」「求める」「命ずる」といふような言葉が違つてゐるのですけれども、これは専門的にごらんになつて、何かこれらの言葉づかいの微妙なニュアンスの違いで、強制的な要素が強いとか弱

いとか、任意的な要素が強いとか弱いとかいうようなことが言えるのですか、どうですか。

○参考人(市原昌三郎君) 私はこう考へております。「提示させ」という場合と「提示を求める」という場合には、はつきりどの程度の違いがあるのかというところにつきましては、どうもあまりはつきりした回答は申し上げられませんが、若干はやはりニュアンスが違ふのではないかと「求める」という場合のほうはやや強制的な要素と、あるいは逆に言えば任意的な要素、どちらからでもいいのですが、強制的な要素が強い、あるいは任意的な要素が強い、こういうふうにお考へております。「命ずる」ということと「させ」ということについてありますが「命ずる」というのは、一応義務を課する。「させ」というのは、事実として、そういうものをさせる一種の事実行為、「命ずる」というのは下命行為だ、こういうふうにお考へるわけでございます。

○秋山長造君 有倉先生、今の点は、先生はどういうふうにお考へになりますか。

○参考人(有倉達吉君) 私は、「求める」場合には、純然たる任意ではないかと思ふのです。「命ずる」ということになりまして、相手方に義務を課しますの、むしろ反抗してはならない、拒否してはならないということになります。「させる」ということは、その中間段階でございますが、日本語の用例をいたしましては、それ自体強制という要素を含めて考へ得る文言ではなからうか。しかしながら、文言だけでは、もちろんどちらともなかなかはい

きりはいたしませんので、私は、その従来の解釈を持ち出したのでございませうが、少なくとも強制的な要素をその文言自体に認め得るのではなからうか、文理解釈だけからでも認め得るのではなからうか、こういうふうにお考へております。

○秋山長造君 そういたしますと、これはいささか立論論のような問題になります。両先生のこの二十四条の二項についての御見解は、一方では相反しているようにも受け取れますけれども、またしかし、これがあくまで任意ならばよろしい、強制がいささかでも伴うならば、これは憲法違反だ、こういう点では一致していると思ふのです。そうしますと、さっきのように、「求める」と「させる」という言葉の違いで、若干の強制的な要素の大きい、小さいというニュアンスの違いがあるといふことも両先生とも御見解は一致しているように思ふのですが、たとえばこの二十四条の二の第一項銃砲刀剣類等であると疑われた物を提示させ、あるいは「開示させ」というのを、たとえば「疑われた物の提示を求める」とか、あるいは「疑われた物の開示を求める」、あるいはさらに第二項で「これを提出させて」というのを、「この提出を求める」というような言葉づかいをかりにするとすれば、先ほどお話のありましたような、強制が伴えば憲法違反だ、しかも、事実上強制が伴うおそれが多分にあるという点は多少でも緩和されるものでしょうか、どうでしょうか。

○参考人(有倉達吉君) 私は、おっしゃいましたとおりに、要するに前の警職法改正案のように、差し押え若し

くは搜索をされることはないという趣旨の規定を入れられた場合においては、違憲の問題は解消し、また、事実上も強制的な要素が少なくなる、あるいはなくなるのだらうと思ふのでございませう。ただし、そのかわりに、そういたしますと、この法律はここに資料にあげましたようないろいろな事例に対処することができないのではないかと。そうしますと、有害ではないかもしれませんが、無益な法律になる。したがって、はつきり言いますと、この条項は、憲法違反の現行法のままであれば有害のものであるか、あるいはそれより有害な条項を入れた場合におきましては無益なものであるか、いずれにしてもどこに存在理由があるかということとは、私はよくわからないということでございます。

○参考人(市原昌三郎君) 先ほど秋山委員から申されたことですが、強制がいささかでも入れれば憲法違反だといふに、私の申し上げたことを御理解になつたようでございます。もしそう御理解いただいたとすれば、私の説明が足りなかつたからであります。私は、強制がいささかでも入つたら憲法違反だ、三十五条がかかつてくるのだといふふうには考へておらないのでございませう。強制という問題がどの程度かといふこともございませうが、まず憲法三十五条といふものは、行政手続に於いては、できるだけ類推適用しろ、強制の度合いによつては、類推しなればならない場合も出てくるのだらう。しかしながら、それが必要最小限度の強制であれば、必ずしも行政手続だから憲法三十五条はかかつてこないといふふうにお申し上げたつもりでございます。

す。その点、私の舌が足りなかつたことをおわび申し上げます。それから、強制かどうかといふことでございませうが、これははつきりと強制と任意という両極端に結論を分けてしまつて、そのどつちかに入れてしまわなければならないのだといふことになりまして、私はやはり「させ」といふことは「求める」ということよりは、おっしゃるとおり、若干任意的なものが少なくなつてくる、強制的なものがふえると思ひますが、しかし、それでは強制という完全なカテゴリーに入つてしまふかと申しますと、それは入らないといふふうにお理解しております。

○秋山長造君 そういたしますと、先ほどの現行の警職法につきまして、「停止させて」という解釈について、警察なり検察なりあるいは判例なりで、中間的任意手段といふことが、中間的強制手段として、そういう解釈である程度の実力を用いることは、これは強制に入らぬといふことになりますか。

○参考人(市原昌三郎君) 「停止させ」といふことと「提示させる」といふことは若干実体が違ふのじゃないかといふ気がいたします。と申しますのは、「停止」という場合には、いわば本人の行動に積極的なものが予想されない。これに対して「提示」という場合には、本人のほうに積極的な行動がある程度予想される。それを前提として初めて「停止させ」といふことが成り立つわけでございますから、したがつて、同じ「させる」といふことがついておりましたも、その前に出て参ります「停止」「提示」といふことの言葉の違いが、結

果としては、強制の度合いとして、強い弱いということに当然影響を持つていふと思ひます。したがつて、「停止させ」といふ警職法の第二條の第一項の規定が、そういう判例を導き出しているといふことから、直ちに「提示させ」「開示させ」といふものが、それと同様な判決になつてくるということについては、これは論理的には申せないのであると思ひます。

○秋山長造君 これは言葉を返すようになりますが、私らの常識から申しますと、歩いているのをちよつと立ちどまらせるといふ場合と、それからふところを持つてゐるものをわざと提示、提出させ、差し出させるというのでは、これはニュアンスの違いはあることはありますが、しかし、停止させるといふことよりも、持つてゐるものを提出させる、差し出させるということのほうが強いように思ふのですが。

○参考人(市原昌三郎君) させた結果は強いといふふうにお考へになるかも知れませんが、警察官のほうで発動する――発動といふ言葉はいいかどうか知りませんが、警察官のほうから見た場合には、相手方が出そうとしなければどうにもならない、提示のほうはそういうことになる。これが停止といふことになりまして、相手方が積極的な行動に出なくても停止させることが一応可能なのでございませう。

じゃないけれども、純然たる任意で、だからこの説明の中に書いてあるような事例に対処する効果は期待できないのじゃないか、結局こんなものは意味のないじゃないかというところに結論としてなっているのじゃないかと思うのです。具体的な例をあげてお尋ねして見解をお伺いしたいと思いますが、警察法の「停止させる」という場合には、警察官の解釈も警察官の解釈も、一番においては、全部違憲だということになったのだが、第二審において、くつがえされたというように判例になっておりますが、この銃砲刀剣類の場合に「提示させ」「開示させ」あるいは「提出させる」ということを警察がやる場合に、相手に手をかけて、たとえはふろしき包みを持っていて、それをあけろ、あけろ、その場合に、警察官のほうから手を出して、そのふろしき包みを自分のほうへ引き寄せた、あるいはそのふろしき包みの結び目をちよつと引っぱってとかせるとか、そういうことをやる場合が具体的には、あり得ると思う。それは一体合法なんですか、あるいは違法なんですか、そういうことは。

○委員長(小林武治君) 議論を、あるいは討論をするわけではありませんから、お互いに質問に答えるとか、あるいは疑問を伺う、こういうことにひとつ願いたいと思います。

○参考人(市原昌三郎君) 私は、やはり今申しましたような意味合いにおきまして、提示させるというような場合には、たとえばポケットがふくらんでいる、それがどうも拳銃だとかあるいはここぞ規制されているような銃砲刀剣類等であるというふうな場合に、そ

れにちよつと上からさわるというふうなことは、たとえば私どもが電車の中で、これは失礼なやつだといわれるかもしれないんですが、一応「あなたはいくつを持っていますか、そんなものを持っておつたのではあふなくてしょうがない」と言つて上からさわる、それを失礼なやつだというところで怒られることもございまして、この程度のことで強制的にいうことにはならぬ。しかし、こつちからポケットの中へ手をつまみ込む、ふろしき包みの結び目に手をかけるといふことになりまして、これは提示させる、開示させるといふことではおおえないのだ、こう思います。一般的に相手のほうに、「あなた、持っているものを見せて下さい」と、こういうことはわれわれでも、通常出しゃばりな方ですとやることでございしますが、これはまあ、その点では強制的なもの、一つも入っていないわけですから、差しつかえないとは思いますが、さらに進んで、その警察官の場合に、それを何とかして出させよう、あけさせようとするために、説得していくということが、この条文によつてある程度可能になってくるのじゃないか、そうすると、先ほどの、お言葉返すようですが、有倉先生がおっしゃたような、全然効果がでないじゃないかというところも、説得ができるというところによつて、従来よりはより一そう効果が上げられるように思いますので、この点、私は有倉先生と意見を異にするわけでありませう。

○秋山長造君 その場合に、議論のよるなことになるって恐縮ですが、専門家にこれは教えていただきたいという気持ちで申し上げるのですから……。たとえば銃砲刀剣類は、銃砲刀剣類等という具体的な規制をしているから警察法の場合とは違ふわけなんです、しかし、何分にも対象が小さいので、六センチといったら、われわれが普通持っている肥後守あたりが六センチですか、だからそれよりもものを、特に冬あたりはお互いによい着込んでいるわけですよ。ポケットなんか、たとえば六センチくらいのナイフを持っていふというふうな場合、法文の上では銃砲刀剣類等と明定してあつても、実際にはピストルを持ってれば、ふくらみ工合が勘でわかるわけですが、対象が小さいだけに、条文の上ではこういふふうに具体的にきめてあつても、実際やるときには、結局警察法の改正あたりで凶器その他云々というふうなばく然とした規定がしてあつたのと同じようなことになるのではないかと、したがつて、まかり間違つてこれが根拠になつて、所持品検査のようなことに使おうと思へば使われる余地は大いにあつたんじゃないか。先ほど先生がおっしゃつたように、そこになると警察官の一人々々の資質、教養というふうなもの、心がまえというふうなものに關係してくる面があると思うのですが、しかし、そういうことだけにわれわれがたよつていくわけにもいかぬので、そういう心配はないのですか。

○参考人(市原昌三郎君) 第二十四条の二という規定の要件を見ましても、「警察官は、銃砲、刀剣類又は第二十条に規定する刃物、カッコの中を省略いたしますが、」を携帯し、又は運搬していると疑ふに足りる相当な理由のある者が、云々という第一の要件でまずしほりまして、さらに「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して」云々というふうな、そういう非常に強い制限が要件としてかかつて参りますものだから、私、その点の危険性が絶無だというふうには断言はできませんが、相当程度というか、ほとんど緩和できるのではないかと、こゝろに理解しております。

○秋山長造君 有倉先生にお尋ねしますが、今度の法案は、去年出た法案につけ加えて、その四項で乱用してはならないという訓示規定を入れておられるわけですね。この訓示規定というものが、この一項、二項に対してどれだけの効果があるものだろうかというところを考へるのですが、それを専門的にごらんなつてどういふふうにお考えになりますか。

○参考人(有倉謙吉君) これは、いわゆる憲法第十三条にも現れておりますし、また、いわゆる警察比例の原則といわれる原則にも現れていふやうな原理を明文化したにすぎないのでありまして、むしろこれは当然の規定ではなからうかというふうには私は思つております。したがつて、これが入つたことが、全然何も意味がないとは思ひ上げませんけれども、非常に抽象的に過ぎて、このやうな文言を入れるくらいならば、やはり差し押え、もしくは捜索をされることはないとあつた警察法のような規定を入れたほうがむしろいいのではないかと、こゝろにふりかへておる次第です。

○委員長(小林武治君) ちよつと、有倉参考人はもうわずかの時間でお歸りになりたいそうですから、御了承願います。

○鈴木壽君 市原先生にお尋ねをいたしますが、今、いろいろ秋山さんからお尋ねがありましたのですが、ちよつぱり私も、二十四条が、これはいろいろ心配される点だらうと思います。そこで、提示させるとか、あるいは開示させる、あるいは提出させるというふうなことが強制にわたるのかわたらないのかというふうなことが問題になつてくると思うのですが、この文章だけからすると、任意にまかせておくのだというふうなこともなると思ひます。ただ、しかし、この提示をさせることができる、あるいは開示をさせることができる、あるいは提出をさせることができる、こゝろにいうふうなことは、これは一体はたして任意の段階で済むかどうかというところについては、ちよつと私、ちよつぱり心配のところがあるから、こゝろにございませう。しかし、これは日本語の使い方なり、あるいは私どもの解釈からしてあるいは考へ過ぎかもしれないが、ただ、この資料の中にあります五十四ページから五十六ページにわたるこの事例から、ここにあります二十四条の二の一項関係、二項関係、ここにあります幾つかの事例は、これはいふゆるほんとうの意味での任意の段階であつて、その任意の段階で済ましたからその後犯罪なり問題を起こした、こゝろに事例なんぞございませう。これではいけないからこゝろに、今回のような法改正をしなきゃならぬのだと、こゝろに思ふのです、裏を返せば、だとしても、単なる任意とかなんとかというところでは済まされないのである。相当強い、——ふとこゝろへ手を入れるとか、あるいはふろしきをつたつて中を調べるといふこ

○参考人(市原昌三郎君) ただいまの御質問でございますが、確かにこの二十四条の二というふうなものができ上がりましたことによりまして、おっしゃったように、物理的な強制というもののはこれほちろんあり得ないわけでございますが、ある程度警察官としては強い態度がとり得るように思える。そのことは、私も先ほど申しましたように、「させ」というふうなことが求められるということと比較してみますと、非常に微妙なニュアンスの相違だと、

具体的な事例の場合にどうにもならないんじゃないか、対処されないんじゃないかという御質問でございますが、私はこのやり方いかんと申しますか、説得の仕方、これは先ほど来言うように、警察官に対する相当高度の教育をしなければならぬと思いますが、そういったものがうまく運轉されるならば、全然そういう危険がないというふうに——乱用にはわたる危険がなくて、しかも今まで取り締まりのできなかつたようなそういう凶悪犯罪を抑えることができるんじゃないか。従来でございますと、ただ、相手のほうでいやだとさえ、それ以上は法律的には公務の執行としては保障されない。したがって、警察官としてはそこで立ちど

まらなければならないということではございますが、この二十四の二がございまして、警察官がかなり時間をかけて説得するということが公務の執行として法的に保護されるという問題が出て参りますので、その点、やはり違うのではないかとというふうに考えております。

持った場合に、それを見せると、出せと、開け、こういうような、ものに手をかけるような段階は、これは先生などというふうにお考えになりますか。

○参考人(市原昌三郎君) ものに直接手をかける、その程度の差が非常に微妙でございますけれども、先ほど申し上げましたように、ボケットの上からどうもおかしいというので触れるとい

う程度でございますと、私はまあこの規定でいけるのではないか。しかしながら、さらにそういうことが進んで、そのものを押えてしまふというふうなことになるますと、これはもうやはり二十四条の二ではいけないのではないか。したがって、それは公務の執行として警察官の行爲が法律的には保護されなければならぬ。したがって、それに反抗しなくても、公務執行妨害罪が場合によっては成立しない、こういうことになるのではないかと思ふ。

○鈴木齋君 簡単に、過去の判例を私
今全部記憶しているわけじゃございませ
んが、それを見ますと、さつき申し
ましたように、いわば逃げ出したよう
な状況のときに追つかけていつて、刃
に手をかけて引き戻した、それも正當
なんだというよりなこと、それからあ
るいはそのときに怪しめた男が、
「何をするのだ」、こう言つて、多少乱暴

といふことまではあるいはいかなないかも、しれませんが、いわば抵抗を示したのだ、これはもう正当なそのの警察官の任務の遂行にどうもじゃましたのだ、妨害したのだ、こういうふうなこともあったやに私今ちょっと思つておりますが、それは私も今申し上げましたように、ここにはつきりした書いたものを持つておりませんから、これはまああとで私も一度調べてみたいと思ひますが、そういうようなことかからしますと、この二十四条の二の第

ますけれども、その点いかがでございましょうか。

○参考人(市原昌三郎君) その点のことでございますが、一般的に確かに「開示させて」というふうな、「させて」というふうな言葉が出て参りますと、何か強制的なものが入るといふふうな、常識的には考えられますが法令の、私は先ほど申し上げましたことを繰り返すようですが、用語の問題といひましては、やはり強制的なものが入らない場合をこゝろいふふうなことで表現するのだ。それからまた、先ほどの停止という問題が出ておりますが、停止を求めるというのと、停止させるというのと、それから開示、あるいはこれはまあ提示といふことと同じことになりまして、提示、開示を「求める」といふのと「させる」といふふうなことは、非常に微妙でございまして、そこに相当何といふか、一応の區別ができるのじゃないか、というのは、「させ」と「求める」といふことは、「求める」といふほうが任意性が強い。しかしながら、今度前にくついついおるものが提示であるか停止であるかといふことによつて、まあ同じ求めるという言葉が使われておりまして、任意性の度合いが違つてくる。だから、そういうふうな図式的なことがはたして正確に申せるかどうか疑問であります。非常なこれは大ざっぱな例としてお考えいただきたいのでございまして、停止を求めるというの、少なくとも提示を求めるよりは、若干任意性が少なくなる。提示を求めるほうが停止を求めるよりやや強くなる。それから今度提示させるというのと停止させるでは、やはり停止させるという

ほうが任意性が弱くなりまして強制度はやや強くなる。

次の、「停止を求める」といふことと「提示させる」といふことはどうかといふこと、これが大体私は同じぐらゐの、強制とか任意とかいふ問題では大体同じぐらゐに当たつてゐるのじゃないか、こゝろいふことは一応法律の用語の上で區別ができるように思ふのであります。したがひまして、まあなるほど、「させて」といふふうな言葉でございまして、常識的に見ますと疑問があるといふふうなお言葉、ごもつともでございまして、法令の用語の一般的な使用といふふうなものを考へてみた場合に、これは明らかに任意的なものである。ただし、「提示させる」は、「提示を求める」、「開示を求める」といふよりは若干説得が強くなるといふか、説得に時間をかけることができる、こゝろいふふうなことになるのじゃないか、時間的に少し長くなる、こゝろいふことも言えるのじゃないかと思つております。

○鈴木壽君 それでは、まあ今の最後の言葉の説得でございまして、先ほど申し上げましたように、これは物理的な力は加わらぬ段階と思ひますが、それでなければならぬと思ひますが、説得の場合ですね、これは長い時間かけて、これは警察官の態度にもよるのでございまして、警察官から長い時間かけられて説得されて、そしてその辺にも私はひとつ問題があるのじゃないかと思ひますが、やはり説得というやり方にもいろいろあると思ひますが、しかし、普通の人間だったら、警察官にとめられてゐるいはまあ交番のところに來てもらつて、そして長い時間かけていわゆる説得される。これがまあ心理的にいへば、物理的な力は加わらないといへば、私は、ある程度の強制力なりといふものが、やはり相當受ける側からしますとあるんじゃないかと思ひますが、そういうまあ長い時間をかけて、いわゆる説得といふ段階であれば、どういふふうになつてもそれは強制にわたらないのだと、こゝろいふにお考えになつておられるのですか。

○参考人(市原昌三郎君) 抽象的に申しますと非常にむづかしいのでございまして、やはり確かに提示させるといふふうなことで長い時間を説得にかけることができ。それが公務の執行として法的に保護されるというところは言えますが、それがどうも心理的な圧迫を加へる、いわば、物理的な圧迫ではないにしろ、それに近いものになるのじゃないかといふ御質問だと思ひますが、その点につきまして、どうも私も一刀兩断的な答えができないのでございまして、確かにそういう心理的な強制といふふうなものが全然ないといふことを、いかなる場合にもあり得ないといふふうなことを申し上げること、説得に長い時間がかかるということになりますと、それだけ相手方になんかやほひ疑わしいものがあるのじゃないかといふふうなことも警察官としては感知できるのじゃないか、そういうところも考へて参りますと、この規定といふものが乱用になつてはいけません、が、相當現在危惧されてゐるような危害の防止という点では、重要な意味を持つてくるように思ひ、こゝろいふことでございまして、先ほどの「させる」と「求める」といふよりなことは、私は、こゝろいふよりな若干違ひように考へておりますが、まあ、もう一つの見方として「させる」といふ場合には、相手方に、これは非常に卑俗な言い方をいたしますと、若干黒いところがあるといふふうなときは、「させる」といふ言葉を使うこともあるようでございまして、それに対して「求める」といふことは、相手方が白である、そういう場合には「求める」といふふうな言葉の使用は、い分けをする場合もいふではないのじゃないか、こゝろ思つておりますが、具体的にどういふ例があつたか私もちよつと失念して参りますが、それはちよつと先ほど「させる」と「求める」とは違ひという私の説明のところで申し上げなかつたものですから、補足させていただきます。

○鈴木壽君 結局長い時間かけていわゆる説得をしたが、しかし、説得に依つてもものを開いてみた、あるいはからだを調べてみた。しかし、白であつたといふ場合に、何か救済規定のようなものが必要じゃないでしょうか。そこへ今用事があつて行かなければならぬけれども、三十分も一時間も「お前ちよつと……」「お前」といふ言葉は今使わぬでしようが、「君ちよつと」といふようなことで、しかし、結局、向かう約束の時間におくれたとか、何か用事をたすに時間を食つてしまつて、どうもだめになつたやうなことも私はあり得るのじゃないかと思ふのですが、その場合に、結局、この条文に限つたと、こゝろいふことじゃありませんけれども、一般的に言つて、何かその場合に損害賠償でもないでしようが、何か救済規定のようないものが必要じゃないかと思ふのですが、その点どうですか、これはくだらないやうなことなんで……。

○参考人(市原昌三郎君) 私、結局この二十四条の二を發動する場合には、そういう要件がそこに規定されてゐるものですから、こゝろいふた今のような實際何も問題がない人がたまたま提示あるいは開示を求められたといふふうな場合でございまして、警察官の一種の、極端な場合は職務乱用になる。場合によれば不法行為も出てくる場合もございまして、時間があつたといふ程度でございまして、その辺どうなりますか、そこまでははつきりしたことは申し上げられませんが、少なくとも法的にはその限度で公務執行が保護されるようになる、こゝろいふふうに考へております。

○秋山長造君 有倉先生にちよつと一言だけ最後にお尋ねしたいのですが、第五条の許可要件の場合に、「同居の親族」といふのが入つてきますね。この「同居の親族」の点についての先生の御見解をちよつとお伺ひしたい。

○参考人(有倉達吉君) 御質問は同居の親族までそれを、範圍を広げるといふことは何か疑いがあるといふやうな御趣旨でございまして、はい。

○秋山長造君 はい。

○参考人(有倉達吉君) この点は、私は実はあまり気にしなかつたのでございまして、やはり親族にせういふ者がございましてならば、やはり許可がし得ないのではなからうかといふふうに存じておるのでございまして。

○森政七君 今のこゝろについて、先生、同じやうな質問になるのですけれど

ども、同居の親族にせういう危険な人物がいるというこの認定がかなり問題になりはしないかという私は気がするのでございますが、この点は、条文上、この程度のことではやむを得ないといってお考えですか。というのは、一応許可をもらふ場合に、その人の同居の親族にせういう者がいないかどうかということは当然一つの許可要件になりはしないか、その際に、同居の親族の家族調査等もやるといふことになれば、昔よくやりましたことに戻ってくるわけですね。その点がいつも認定にあたって多少問題があるような御発言があつて、先生は任意以外はおおむねいいんじやないかという御意見のうちに伺つたのですが、ちよつとお伺いします。

○委員長(小林武治君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(小林武治君) 速記を始めます。提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員(堀島正興君) 離島振興法の一部を改正する法律案の提案理由を申し述べます。

離島振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員(堀島正興君) 離島振興法の一部を改正する法律案の提案理由を申し述べます。

○参考人(有倉達吉君) 私も、その点御指摘のような懸念はもちろんないわけではございませんが、結局その点につきましては、私はその点の危険と、それから従来の同居の親族にせういう人がいて、しかも許可を受けた場合の非常に危険な結果というものを比較したしてみますと、私の判断ではどうも今のところは、やはりこの点はやむを得ないんじやないかというふうな判断に傾いておる次第でございます。

○参考人(有倉達吉君) 私も、その点御指摘のような懸念はもちろんないわけではございませんが、結局その点につきましては、私はその点の危険と、それから従来の同居の親族にせういう人がいて、しかも許可を受けた場合の非常に危険な結果というものを比較したしてみますと、私の判断ではどうも今のところは、やはりこの点はやむを得ないんじやないかというふうな判断に傾いておる次第でございます。

○委員長(小林武治君) それでは、参考人の方には、長時間にわたり貴重な御意見及び御答弁をいただきました。本日の御意見は、今後の審査にきわめて有意義な参考となりましたことを重ねて厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

○委員長(小林武治君) それでは、参考人の方には、長時間にわたり貴重な御意見及び御答弁をいただきました。本日の御意見は、今後の審査にきわめて有意義な参考となりましたことを重ねて厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

すなわち、この法律は、昭和二十八年に制定せられたといへ、多くの離島の中には、その恩恵に浴してまだ一兩年にすぎぬものもあつて多く、よりよく事業の結につかんとする島々も少なくないものであります。

すなわち、この法律は、昭和二十八年に制定せられたといへ、多くの離島の中には、その恩恵に浴してまだ一兩年にすぎぬものもあつて多く、よりよく事業の結につかんとする島々も少なくないものであります。

○委員長(小林武治君) 引き続き質疑を行ないます。
○秋山長造君 これは超党派の議員立法です。それから事務の重大性、それから同時に緊急性といふことはもう十分承知しておりますので、結論的にはこれはもうまことにけつこうだと思ふのですが、ただ、やはりこの離島振興の問題につきましても、ただ超党派だからもういきなり即決ということも少しどうも無責任過ぎるように思ふのです。また、われわれも、問題はほんとうに離島の問題をよく理解して、そのうしてほんとうに熱意を持って取り組まなきゃならぬ問題だと思ふのです。そのためには私資料をいただきたいと思ふのです。なるほどここに刷つたものを二枚統計数字を並べたものをいただいておるのですが、これを一覽してすぐ離島振興法がこの十年間でどれだけの効果が上がったんだということがわからぬのです。そこで、できれば企画庁でも専門の課も作られておるわけですから、そこらでいろんな離島についての資料の収集調査というふうなものを行なわれておるに違ひないと思ふ。そこでその離島振興法の審議をより実のあるものにしたというところで、熱意でお願ひするのですが、一体二十八年にこの法律ができて以来今日までいろいろやつてきた結果が、それ以前とどれだけ一体変わつてきたんですか。ただ、公共事業がどれだけ公共事業に金を注ぎ込んだという資料だけでなしに、この法律以前に比べて離島といふものの姿がどういふふうに変つてきたか、それから文化の面、教育の面あ

○委員長(小林武治君) 引き続き質疑を行ないます。
○秋山長造君 これは超党派の議員立法です。それから事務の重大性、それから同時に緊急性といふことはもう十分承知しておりますので、結論的にはこれはもうまことにけつこうだと思ふのですが、ただ、やはりこの離島振興の問題につきましても、ただ超党派だからもういきなり即決ということも少しどうも無責任過ぎるように思ふのです。また、われわれも、問題はほんとうに離島の問題をよく理解して、そのうしてほんとうに熱意を持って取り組まなきゃならぬ問題だと思ふのです。そのためには私資料をいただきたいと思ふのです。なるほどここに刷つたものを二枚統計数字を並べたものをいただいておるのですが、これを一覽してすぐ離島振興法がこの十年間でどれだけの効果が上がったんだということがわからぬのです。そこで、できれば企画庁でも専門の課も作られておるわけですから、そこらでいろんな離島についての資料の収集調査というふうなものを行なわれておるに違ひないと思ふ。そこでその離島振興法の審議をより実のあるものにしたというところで、熱意でお願ひするのですが、一体二十八年にこの法律ができて以来今日までいろいろやつてきた結果が、それ以前とどれだけ一体変わつてきたんですか。ただ、公共事業がどれだけ公共事業に金を注ぎ込んだという資料だけでなしに、この法律以前に比べて離島といふものの姿がどういふふうに変つてきたか、それから文化の面、教育の面あ

るいは医療の面、産業の面、あるいは所得の面、特に本土は経済成長政策でどんな変貌を遂げておるといふときに、一体離島と本土とがどういふふうな違いができておるのか、というふうな違いができておるのか、というふうな、離島振興法施行以来の離島といふものの全貌ですね、全貌をこの際一応つかんで、そしてその上で今後に対処したい、こういう気持を私は持つてゐるのです。

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。今お尋ねの問題は、まことにごもつともお尋ねだと思つております。われわれといたしましては、離島振興法制定以来の離島のその後のあり方等につきましてはいろいろ資料の収集をやつておるわけでございます。たとえば、簡易水道、あるいは電気の未点灯状況、そういう方面につきましてはいろいろ資料も集めておりますが、特に一番むずかしい問題は、御承知のように、相当隔離された場所でございます。非常に小さなものがばらばらについておる状況でございます。たとえば所得格差が一体どういふふうな変化を起しておるかといふふうな点につきましては、実はまだ完全にといては、あまり実情を把握してない状況でございます。われわれといたしましては、三十七年度に大体現在の離島振興法の適用期間が終わり

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。今お尋ねの問題は、まことにごもつともお尋ねだと思つております。われわれといたしましては、離島振興法制定以来の離島のその後のあり方等につきましてはいろいろ資料の収集をやつておるわけでございます。たとえば、簡易水道、あるいは電気の未点灯状況、そういう方面につきましてはいろいろ資料も集めておりますが、特に一番むずかしい問題は、御承知のように、相当隔離された場所でございます。非常に小さなものがばらばらについておる状況でございます。たとえば所得格差が一体どういふふうな変化を起しておるかといふふうな点につきましては、実はまだ完全にといては、あまり実情を把握してない状況でございます。われわれといたしましては、三十七年度に大体現在の離島振興法の適用期間が終わり

るいは医療の面、産業の面、あるいは所得の面、特に本土は経済成長政策でどんな変貌を遂げておるといふときに、一体離島と本土とがどういふふうな違いができておるのか、というふうな、離島振興法施行以来の離島といふものの全貌ですね、全貌をこの際一応つかんで、そしてその上で今後に対処したい、こういう気持を私は持つてゐるのです。

るいは医療の面、産業の面、あるいは所得の面、特に本土は経済成長政策でどんな変貌を遂げておるといふときに、一体離島と本土とがどういふふうな違いができておるのか、というふうな、離島振興法施行以来の離島といふものの全貌ですね、全貌をこの際一応つかんで、そしてその上で今後に対処したい、こういう気持を私は持つてゐるのです。

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。今お尋ねの問題は、まことにごもつともお尋ねだと思つております。われわれといたしましては、離島振興法制定以来の離島のその後のあり方等につきましてはいろいろ資料の収集をやつておるわけでございます。たとえば、簡易水道、あるいは電気の未点灯状況、そういう方面につきましてはいろいろ資料も集めておりますが、特に一番むずかしい問題は、御承知のように、相当隔離された場所でございます。非常に小さなものがばらばらについておる状況でございます。たとえば所得格差が一体どういふふうな変化を起しておるかといふふうな点につきましては、実はまだ完全にといては、あまり実情を把握してない状況でございます。われわれといたしましては、三十七年度に大体現在の離島振興法の適用期間が終わり

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。今お尋ねの問題は、まことにごもつともお尋ねだと思つております。われわれといたしましては、離島振興法制定以来の離島のその後のあり方等につきましてはいろいろ資料の収集をやつておるわけでございます。たとえば、簡易水道、あるいは電気の未点灯状況、そういう方面につきましてはいろいろ資料も集めておりますが、特に一番むずかしい問題は、御承知のように、相当隔離された場所でございます。非常に小さなものがばらばらについておる状況でございます。たとえば所得格差が一体どういふふうな変化を起しておるかといふふうな点につきましては、実はまだ完全にといては、あまり実情を把握してない状況でございます。われわれといたしましては、三十七年度に大体現在の離島振興法の適用期間が終わり

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。今お尋ねの問題は、まことにごもつともお尋ねだと思つております。われわれといたしましては、離島振興法制定以来の離島のその後のあり方等につきましてはいろいろ資料の収集をやつておるわけでございます。たとえば、簡易水道、あるいは電気の未点灯状況、そういう方面につきましてはいろいろ資料も集めておりますが、特に一番むずかしい問題は、御承知のように、相当隔離された場所でございます。非常に小さなものがばらばらについておる状況でございます。たとえば所得格差が一体どういふふうな変化を起しておるかといふふうな点につきましては、実はまだ完全にといては、あまり実情を把握してない状況でございます。われわれといたしましては、三十七年度に大体現在の離島振興法の適用期間が終わり

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。今お尋ねの問題は、まことにごもつともお尋ねだと思つております。われわれといたしましては、離島振興法制定以来の離島のその後のあり方等につきましてはいろいろ資料の収集をやつておるわけでございます。たとえば、簡易水道、あるいは電気の未点灯状況、そういう方面につきましてはいろいろ資料も集めておりますが、特に一番むずかしい問題は、御承知のように、相当隔離された場所でございます。非常に小さなものがばらばらについておる状況でございます。たとえば所得格差が一体どういふふうな変化を起しておるかといふふうな点につきましては、実はまだ完全にといては、あまり実情を把握してない状況でございます。われわれといたしましては、三十七年度に大体現在の離島振興法の適用期間が終わり

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。今お尋ねの問題は、まことにごもつともお尋ねだと思つております。われわれといたしましては、離島振興法制定以来の離島のその後のあり方等につきましてはいろいろ資料の収集をやつておるわけでございます。たとえば、簡易水道、あるいは電気の未点灯状況、そういう方面につきましてはいろいろ資料も集めておりますが、特に一番むずかしい問題は、御承知のように、相当隔離された場所でございます。非常に小さなものがばらばらについておる状況でございます。たとえば所得格差が一体どういふふうな変化を起しておるかといふふうな点につきましては、実はまだ完全にといては、あまり実情を把握してない状況でございます。われわれといたしましては、三十七年度に大体現在の離島振興法の適用期間が終わり

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。今お尋ねの問題は、まことにごもつともお尋ねだと思つております。われわれといたしましては、離島振興法制定以来の離島のその後のあり方等につきましてはいろいろ資料の収集をやつておるわけでございます。たとえば、簡易水道、あるいは電気の未点灯状況、そういう方面につきましてはいろいろ資料も集めておりますが、特に一番むずかしい問題は、御承知のように、相当隔離された場所でございます。非常に小さなものがばらばらについておる状況でございます。たとえば所得格差が一体どういふふうな変化を起しておるかといふふうな点につきましては、実はまだ完全にといては、あまり実情を把握してない状況でございます。われわれといたしましては、三十七年度に大体現在の離島振興法の適用期間が終わり

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。今お尋ねの問題は、まことにごもつともお尋ねだと思つております。われわれといたしましては、離島振興法制定以来の離島のその後のあり方等につきましてはいろいろ資料の収集をやつておるわけでございます。たとえば、簡易水道、あるいは電気の未点灯状況、そういう方面につきましてはいろいろ資料も集めておりますが、特に一番むずかしい問題は、御承知のように、相当隔離された場所でございます。非常に小さなものがばらばらについておる状況でございます。たとえば所得格差が一体どういふふうな変化を起しておるかといふふうな点につきましては、実はまだ完全にといては、あまり実情を把握してない状況でございます。われわれといたしましては、三十七年度に大体現在の離島振興法の適用期間が終わり

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。今お尋ねの問題は、まことにごもつともお尋ねだと思つております。われわれといたしましては、離島振興法制定以来の離島のその後のあり方等につきましてはいろいろ資料の収集をやつておるわけでございます。たとえば、簡易水道、あるいは電気の未点灯状況、そういう方面につきましてはいろいろ資料も集めておりますが、特に一番むずかしい問題は、御承知のように、相当隔離された場所でございます。非常に小さなものがばらばらについておる状況でございます。たとえば所得格差が一体どういふふうな変化を起しておるかといふふうな点につきましては、実はまだ完全にといては、あまり実情を把握してない状況でございます。われわれといたしましては、三十七年度に大体現在の離島振興法の適用期間が終わり

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。今お尋ねの問題は、まことにごもつともお尋ねだと思つております。われわれといたしましては、離島振興法制定以来の離島のその後のあり方等につきましてはいろいろ資料の収集をやつておるわけでございます。たとえば、簡易水道、あるいは電気の未点灯状況、そういう方面につきましてはいろいろ資料も集めておりますが、特に一番むずかしい問題は、御承知のように、相当隔離された場所でございます。非常に小さなものがばらばらについておる状況でございます。たとえば所得格差が一体どういふふうな変化を起しておるかといふふうな点につきましては、実はまだ完全にといては、あまり実情を把握してない状況でございます。われわれといたしましては、三十七年度に大体現在の離島振興法の適用期間が終わり

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。今お尋ねの問題は、まことにごもつともお尋ねだと思つております。われわれといたしましては、離島振興法制定以来の離島のその後のあり方等につきましてはいろいろ資料の収集をやつておるわけでございます。たとえば、簡易水道、あるいは電気の未点灯状況、そういう方面につきましてはいろいろ資料も集めておりますが、特に一番むずかしい問題は、御承知のように、相当隔離された場所でございます。非常に小さなものがばらばらについておる状況でございます。たとえば所得格差が一体どういふふうな変化を起しておるかといふふうな点につきましては、実はまだ完全にといては、あまり実情を把握してない状況でございます。われわれといたしましては、三十七年度に大体現在の離島振興法の適用期間が終わり

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。今お尋ねの問題は、まことにごもつともお尋ねだと思つております。われわれといたしましては、離島振興法制定以来の離島のその後のあり方等につきましてはいろいろ資料の収集をやつておるわけでございます。たとえば、簡易水道、あるいは電気の未点灯状況、そういう方面につきましてはいろいろ資料も集めておりますが、特に一番むずかしい問題は、御承知のように、相当隔離された場所でございます。非常に小さなものがばらばらについておる状況でございます。たとえば所得格差が一体どういふふうな変化を起しておるかといふふうな点につきましては、実はまだ完全にといては、あまり実情を把握してない状況でございます。われわれといたしましては、三十七年度に大体現在の離島振興法の適用期間が終わり

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。今お尋ねの問題は、まことにごもつともお尋ねだと思つております。われわれといたしましては、離島振興法制定以来の離島のその後のあり方等につきましてはいろいろ資料の収集をやつておるわけでございます。たとえば、簡易水道、あるいは電気の未点灯状況、そういう方面につきましてはいろいろ資料も集めておりますが、特に一番むずかしい問題は、御承知のように、相当隔離された場所でございます。非常に小さなものがばらばらについておる状況でございます。たとえば所得格差が一体どういふふうな変化を起しておるかといふふうな点につきましては、実はまだ完全にといては、あまり実情を把握してない状況でございます。われわれといたしましては、三十七年度に大体現在の離島振興法の適用期間が終わり

ますものですから、三十七年度中にそういう方面全般につきまして調査を完了したいということ、今準備を進めておるわけでございます。この次の委員会まで、御満足がいけます資料の提出は非常に困難かと思えますけれども、現在までわれわれが調べております状況を資料として御報告したいというふうに考えております。

○衆議院議員(綱島正興君) 実は、この離島振興法を作りますときは、文教に関するもの、厚生に関するもの、こゝろを本と並みにしなくちゃならぬというので、原案はそういうものを非常に立案いたしましたのであります。ところが、たいへん抵抗が多くて、どうしてもその案だと予算も食いつぶれるようになりまして、そうしてやつと道路、港湾、漁港、電気導入という線に限られて、その後、簡易水道を少し率を上げていただいたりしたのが実際の離島振興法の内容でございます。

一番離島振興法で、いたわしく思っておりますものは、離島でございます。ために、作る物は安くて、買う物は高い

わけなんです。その特別な輸送費が両方ともにかかります。そこで何とかして航路補助を相当十分にしたい、こういう考えもいたしておりますし、それから離島の中には、皆さんが考え下すつてもわかりませんように、一つの大きな離島のほかに、またくつついておる離島の離島というやつがあつて、二十戸あるとか、あるいは三十戸しかないという離島の離島がある。こゝろにはほとんどお医者さんも何人もおらん。急病人があれば死ぬばかりなんです。それから学校に行くにしても渡海船をひとつの補助で作る、そうして僻地教育というものに少し力を入れてもらふ。それから一つは、これは長崎県などは県費の補助でやつておられますが、病院船を作ります、少なくてエクス光線くらいは備えて、手術室も作り、お医者さんを乗せて、手術して小さい島はみんな始終巡回をしておる。そういうふうにしたし、今と、どうしてもその経費の補助が今のところ一文もございせんので、気の毒なものがあるわけなんです。

す。長崎県の例で申し上げますと、毎日船で七十人以上の初診の者があつて、それくらいな事情でございますが、これらにもまだ国費はほとんど出しておらぬ。病院船のうち、特に結核療養船と名のつくものについては建造に半額補助がございまして、まだ経費について一文も補助がないというふうなことで、非常な篤志な造船主などが半分に近い値段で作つてやる、いろいろなことをして、長崎県はそういうことをやつておられます。全国、特に厚生と教育だけはぜひやりたいと思つておられますが、まだそこまでいっておらんのが実情でございます。非常に残念に思つておられますが、それは、山間地がございまして、こゝが同様な事態にあつて、山間地の救済ということが非常に困難でございますために、やはり一応その影響も受けて離島もなかなか進められないという事情でございます。一応離島は、最初これができましてから非常な誤解が――私がこれは代表して提案したのでありますが、そのときの知事さん方のおもな、長崎県とか鹿児島県、東京都、島根県、新潟県、熊本

県というように割合に大きな離島を持つておる知事さん方がおいでになりました。御説明では、離島の現在の公共事業費に五億円、毎年加えてもらつて、十年間で五十億加えればそれで離島は本土並みになるという御説明で、私もその思ひをしまして、そのとおり提案理由の説明をしておるんです。ところが、最初審議会長になつて調べてみますと、五億円程度の金しか離島にやつておらぬのです。それを十三億にし、十九億に、だんだんふやしていったんですが、それじゃまだ本土の頭割にいかないんです。頭割では離島はどろしたつて不十分だけれども、たとえば道路を一つ作るにしても、山あり谷ありですから、工事費というものが本土の倍もかかる。そういうものに頭割だけもつたつてとてもやつてゆけないんだし、人口は少ないし、道路は長いということになりますから、困難でございましてけれども、今のところは非常に内々々々やつておられますが、それが前が非常にひどかつたものですか、離島の人からいへば非常なえらいことができたと思つておられ、最初は、

提案理由にも申し上げましたように、外海だけで、瀬戸内海などはりっぱになつておると私も思つておつたんですが、瀬戸内海に電氣もつかないところ、漁港の修理もできていないところがざらにあります。それで今度瀬戸内海までやるようにいたしましたのでありますが、まだ皆さんの御協力を得て離島は何とかもう少し推進していただきたい、こういう考えを持っております。

○秋山長造君 それからさっきの資料につけ加えて、離島の場合いろいろな公共事業の補助率が高くなつておるのと比較してどれだけ高くなつておるといふようなことが一目でわかるような表を作つて出していただきたい。

○衆議院議員(綱島正興君) 作つて差し上げます。

○委員長(小林武治君) それでは、本件は本日はこの程度にとどめます。次回は、二十二日午前十時とします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時十九分散会

一〇

地方交付税法の一部を改正する等の法律案

地方交付税法の一部を改正する等の法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の二十八・五」を「百分の二十八・九」に改める。

第十二条第一項の表を次のように改める。

地方団体 の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
一 警察費	警察職員数	一人につき		五九七、九〇〇円

二 土木費	道路費	橋りょう費	河川費	港湾費	その他の土木費
1 道路の面積	道路の延長	橋りょうの面積	河川の延長	港湾(漁港を含む)の延長	人口
一平方メートルにつき	一メートルにつき	一平方メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一人につき
二五八〇	一五六〇〇	三五一一三	一一、一八八〇〇	二、一二七〇〇	四、四〇〇〇〇
			三六八三		五四五一

道府県				面積	二平方キロメートルにつき
三 教育費				海岸保全施設の延長	七六三、一七〇〇
1 小学校費	教職員数	一人につき	二二七、五六〇〇〇	一メートルにつき	三五六〇〇
2 中学校費	学校数	一校につき	七七、四〇〇〇〇		
3 高等学校費	教職員数	一人につき	二四七、五九〇〇〇		
4 その他の教育費	生徒数	一人につき	七七、四〇〇〇〇		
	人口	一人につき	四三一、六〇〇〇〇		
	盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	四、三一五〇〇		
四 厚生労働費					
1 生活保護費	町村部人口	一人につき	七九、〇〇三〇〇		
2 社会福祉費	人口	一人につき	二二六六〇		
3 衛生費	人口	一人につき	一〇三九一		
4 労働費	工場事業場労働者数	一人につき	二四一五一		
	失業者数	一人につき	二二六〇〇		
五 産業経済費					
1 農業行政費	耕地の面積	一町歩につき	三〇、二八七〇〇		
2 林野行政費	農家数	一戸につき	一、九六八〇〇		
3 水産行政費	林野の面積	一町歩につき	三、〇二二〇〇		
4 商工行政費	水産業者数	一人につき	一、七四七〇〇		
6 その他の行政費	商工業の従業者数	一人につき	一〇、六三一〇〇		
1 徴税費	道府県税の税額	千円につき	五六一〇〇		
2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	一一二七七		
3 その他の諸費	人口	一人につき	三九、一〇〇〇〇		
七 災害復旧費	面積	一平方キロメートルにつき	四四五〇〇		
八 特定債償還費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき	一四一、〇〇〇〇〇		
	公共事業費等特定の事業費の財源に	一円につき	九五		
			二五		

市町村				面積	二平方キロメートルにつき
一 消防費				充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	三三八二七
1 土木費	人口	一人につき	一〇六二		
2 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	一一五四		
3 橋りよう費	道路の延長	一メートルにつき	三一九一六		
4 港湾費	橋りようの面積	一平方メートルにつき	七八四二四		
5 都市計画費	港湾（漁港を含む）の延長	一メートルにつき	二、〇八七〇〇		
6 その他の土木費	港湾（漁港を含む）の延長	一メートルにつき	四、四〇〇〇〇		
7 教育費	都市計画区域における人口	一人につき	一二二一四		
8 小学校費	土地区画整理事業の施行地区の面積	一坪につき	一一八七		
9 中学校費	人口	一人につき	四三七九		
10 高等学校費	児童数	一人につき	一、六一〇〇〇		
11 労働費	学級数	一学級につき	五三、六七二〇〇		
12 衛生費	学校数	一校につき	三三六、二一〇〇〇		
13 社会福祉費	生徒数	一人につき	一、五三七〇〇		
14 生活保護費	学級数	一学級につき	五二、二三〇〇〇		
15 労働費	学校数	一校につき	三三五、四四八〇〇		
16 産業経済費	教職員数	一人につき	三九五、六〇〇〇〇		
17 農業行政費	生徒数	一人につき	四、二三六〇〇		
18 商工行政費	人口	一人につき	一九一六六		
19 その他の諸費	人口	一人につき	二〇二五〇		
20 災害復旧費	市部人口	一人につき	五八六二		
21 特定債償還費	人口	一人につき	二四四〇三		
22 労働費	失業者数	一人につき	三〇、二八七〇〇		
23 産業経済費	農家数	一戸につき	二、〇二八〇〇		
24 水産行政費	商工業の従業者数	一人につき	二四二〇〇		
25 その他の産業経済費	林業、水産業者及び鉱業の従業者数	一人につき	一、四四一六五		

六 その他の行政費	
1 徴税費	市町村税の税額
2 戸籍住民登録費	本籍人口
3 その他の諸費	世帯数 人口
七 災害復旧費	面積
八 特定債償還費	面積

千円につき	一九七三
一人につき	三六九三
一世帯につき	一四八一六
一人につき	六五六三八
一平方キロメートルにつき	三三、〇〇〇
一円につき	九五
一円につき	二五

災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金
公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金

第十二条第二項の表中

二十四 高等学校の教職員数	道府県に於ては最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の高等学校(地方自治法(昭和二十二法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の市町村に設置する定時制の課程の高等学校を含む)に、市町村に於ては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の高等学校に在学する生徒の数	人
二十五 高等学校の生徒数	道府県に於ては最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の高等学校(地方自治法(昭和二十二法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の市町村に設置する定時制の課程の高等学校を含む)に、市町村に於ては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の高等学校に在学する生徒の数	人
二十六 盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	道府県に於ては最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の盲学校、聾学校及び養護学校(地方自治法(昭和二十二法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の市町村に設置する定時制の課程の盲学校、聾学校及び養護学校を含む)に、市町村に於ては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の盲学校、聾学校及び養護学校に在学する生徒の数	人

二十六 工場事業場労働者数	を	二十七 工場事業場労働者数	に
二十七 失業者数	を	二十八 失業者数	に
二十八 耕地の面積	を	二十九 耕地の面積	に
二十九 農家数	を	三十 農家数	に
三十 林野の面積	を	三十一 林野の面積	に
三十一 水産業者数	を	三十二 水産業者数	に
三十二 商工業の従業者数	を	三十三 商工業の従業者数	に
三十三 林業、水産業及び鉱業の従業者数	を	三十四 林業、水産業及び鉱業の従業者数	に
三十四 道府県税の税額	を	三十五 道府県税の税額	に
三十五 市町村税の税額	を	三十六 市町村税の税額	に
三十六 本籍人口	を	三十七 本籍人口	に
三十七 世帯数	を	三十八 世帯数	に
三十八 恩給受給権者数	を	三十九 恩給受給権者数	に
三十九 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	を	四十 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	に
四十 公共事業費特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	を	四十一 公共事業費特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	に

第十三条第三項第二号中「納税義務者又は特別徴収義務者」を「人口」に改め、同条第四項第一号に後段として次のように加える。
この場合において、行政機能等の差があることにより経費の額が割高又は割安となるため第三号イの補正の適用される経費については、当該経費の測定単位の数値に当該割高とななり、又は割安となる場合に於て自治省令で定める率を乗じた数値を用いて当該段階補正に係る係数を算定することができるものとす。
第十三条第四項第二号中「納税義務者又は特別徴収義務者」を「人口」に改め、同条第五項の表

道府県の項中		河川の延長		種別補正、態容補正及び寒冷補正	
3	河川費	河川の延長	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正
4	港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	種別補正	種別補正
5	その他の土木費	人口	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正
3	河川費	河川の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
4	港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
5	その他の土木費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正
3	高等学校費	生徒数	種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正
3	高等学校費	教職員数	種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正
3	高等学校費	生徒数	種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正
3	港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正
4	都市計画費	都市計画区域における人口	種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正
3	港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正
4	都市計画費	都市計画区域における人口	種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正
3	高等学校費	生徒数	種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正

3 高等学校費 教職員数 生徒数	改める。	第十三条第六項本文中「連乗」を「自治省令で定めるところにより連乗又は加算」に改め、同項ただし書を削る。	第十四条第二項中「個人に対する道府県民税の所得割については、地方税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十四号)による改正前の地方税法(以上「旧地方税法」という。)に定める所得割の課税総額の算定に用いる標準率とし、個人に対する市町村民税の所得割については、旧地方税法に定める標準税率とする」を「個人に対する市町村民税の所得割については、地方税法第三百十四条の三第一項の規定により準ずるものとされる所得割の税率を基礎として自治省令で定める率とする」に改め、同条第三項の表道府県の項中	2 所得割 当該道府県の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額	4 道府県たばこ消費税 当該道府県の区域内における前年度中のたばこの小売売上額	4 道府県たばこ消費税 前年度の道府県たばこ消費税の課税標準額	改め、同表市町村の項中 2 所得割 当該市町村の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額	2 所得割 当該市町村の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額及び前年度分の所得税の課税の基礎となつた納税義務者等の数	4 市町村たばこ消費税 当該市町村の区域内における前年度中のたばこの小売売上額	4 市町村たばこ消費税 前年度の市町村たばこ消費税の課税標準額	(臨時地方特別交付金に関する法律の廃止) 第二条 臨時地方特別交付金に関する法律(昭和三十五年法律第六十八号)は、廃止する。 附則 1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十一年度分の地方交付税から適用する。
-------------------------	-------------	--	--	---	---	---	--	---	---	---	--

2 昭和三十一年度に限り、道府県及び地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の基準財政需要額は、地方交付税法第十一條の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位、この単位費用を次項の規定により算定した測定単位の数値に乘じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	高等学校生徒急増対策費	公立の高等学校の増加生徒数	一人につき一六、〇〇〇〇〇円
		私立の高等学校の増加生徒数	一人につき三、六〇〇〇〇円
指定都市	高等学校生徒急増対策費	公立の高等学校の増加生徒数	一人につき一六、〇〇〇〇〇円

3 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 公立の高等学校の増加生徒数	昭和三十一年五月一日現在に調査した学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の公立の高等学校の増加生徒数に、昭和三十一年の当該道府県の区域内の公立の高等学校の増加生徒数の割合を乗じて得た額とする。	人
二 私立の高等学校の増加生徒数	昭和三十一年五月一日現在に調査した学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の私立の高等学校の増加生徒数に、昭和三十一年の当該道府県の区域内の私立の高等学校の増加生徒数の割合を乗じて得た額とする。	人

4 前項の場合において、同項の測定単位のうち公立の高等学校の増加生徒数については、昭和三十一年五月一日現在に調査した学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の公立の高等学校の全日制の課程への入学者数を学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の昭和三十一年度の中学校の卒業生数で除して得た率等を基礎として、自治省令で定めるところにより補正することができる。

5 昭和三十一年度に限り、改正後の地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項中

道府県たばこ消費税 前年度の道府県たばこ消費税の課税標準額 とあるのは

道府県たばこ消費税 昭和三十一年四月分の道府県たばこ消費税の課税標準額及び昭和三十一年四月一日から昭和三十一年四月三十日までの間に於いて売渡された製造たばこの本数に二・六〇一円を乗じて得た額 と、同表市

町村の項中 市町村たばこ消費税 前年度の市町村たばこ消費税の課税標準額 とあるのは

市町村たばこ消費税 昭和三十一年四月分の市町村たばこ消費税の課税標準額及び昭和三十一年四月一日から昭和三十一年四月三十日までの間に於いて売渡された製造たばこの本数に二・六〇一円を乗じて得た額 とする。

6 昭和三十六年度分以前の臨時地方特別交付金でまだ交付していない額は、昭和三十一年度以降において交付するものとし、その交付については、なお従前の例による。

7 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の二十八・五」を「百分の二十八・九」に改める。

附則第十四項を次のように改める。

14 政府は、地方交付税法の一部を改正する等の法律（昭和三十一年法律第 号）による廃止前の臨時地方特別交付金に關する法律に基づく臨時地方特別交付金に相當する金額で、まだこの会計に繰り入れていないものがあるときは、これを、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

附則第十五項中「臨時地方特別交付金に關する法律」を「地方交付税法の一部を改正する等の法律による廃止前の臨時地方特別交付金に關する法律」に改める。

8 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「地方交付税及び臨時地方特別交付金」を「及び地方交付税」に改める。

二月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条の三第一項中「当該道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額」の下に「のうちの所得に対する法人税割額に係る部分の額」を、一部分の「税額」の下に「道府県民税額又は市町村民税額にあつては、退職年金積立金に対する法人税額に係る部分の税額を除く。」を加え、同条第二項中「この法律の施行地において事業を行なうもの」を削り、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、外国法人が第二十九条若しくは第三十条又は第七十二条の九に規定する納税管理人の申告をしないこの法律の施行地に第二十四条第二項若しくは第二百九十四条第二項又は第七十二条第三項に規定する事務所又は事業所を有しないこととなる場合においては、当該外国法人の当該事務所又は事業所を有しないこととなる日の属する事業年度に係る道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は事業税及び当該事業年度前の事業年度に係る道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は事業税で第一項の規定による徴収の猶予を申請したもののおり同日において未納のものについては、適用しない。

第二十三条第一項第四号中「及び第十二条の三」を、「第十条の三及び第十四条」に改める。

第二十四条第六項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項を第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項第四号中「第四項」を「第五項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 外国法人に対する本節の規定の適用については、その事業が行なわれる場所で政令で定めるものをもつて、その事務所又は事業所とする。

第二十四条の三第一項中「又は証券投資信託」を、「証券投資信託」に改め、「以下次条において同じ。」の下に「又は法人税法第二条第二項に規定する信託」を加える。

第二十四条の五第一項第三号中「十五万円」を「十八万円」に改める。第二十七条第二項中「第二十四条第四項」を「第二十四条第五項」に改める。

第三十二条第八項中「被災たな卸資産」を「被災事業用資産」に改め、同条第九項中「被災たな卸資産」を「被災事業用資産」に、「仕掛品その他政令で定める資産の損失」を「仕掛品、事業用の固定資産その他これらに準ずるものとして政令で定める資産の損失(当該災害に関連するやむを得ない支出で事業に係るものとして政令で定めるものを含む。)」に改める。

第三十四条第一項第一号中「又は盗難」の下に「若しくは横領(以下本号において「災害等」という。)」を加え、「仕掛品その他政令で定める資産」を「仕掛品、事業用の固定資産その他これらに準ずるものとして政令で定める資産及び生活に通常必要でない資産として政令で定める資産」に、「損失を受けた」を「損失を受けた場合(当該災害等に関連して政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。)」において、「保険金」を「当該支出をした金額を含み、保険金に改め、同条第四号中「生命保険契約のため」を「生命保険契約(郵便年金契約を含む。以下本号において同じ。))のため」に改める。

第三十七条の二第二項中「四百円」を「千円」に改め、同条に次の一項を加える。

6 道府県は、所得割の納税義務者が、この法律の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法令により課される所得税又は道府県民税若しくは市町村民税の所得割に相当する税(以下本項において「外国の所得税等」という。)を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第十五条の九の規定により所得税額から控除することができるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該こえる金額をその者の第三十五条から前条まで並びに第一項及び第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第五十三条第三項中「法人税を納付する義務がない法人で前二項に規定する」を「納付すべき法人税額がない法人で、」に改め、同条第四項中「第五十七条第二項」を「第五十七條第三項」に改め、同条第八項中「本項」の下に「及び第五十五条第四項」を加え、同条に次の二項を加える。

9 第一項から第四項まで及び第七項の規定によつて申告書を提出すべき法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものは、当該申告書(第一項後段の規定により提出があつたものとみなされた申告書を除く。)の提出期限後においても、第五十五条第三項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、第一項から第四項まで及び第七項の規定によつて申告書を提出し、並びにその申告した道府県民税額を納付することができ。

10 道府県は、この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人が、この法律の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法令により課される法人税又は道府県民税若しくは市町村民税の法人税額に相当する税(以下本項において「外国の法人税等」という。)を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第十条の三の規定により法人税額から控除することができるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該こえる金額を第一項

又は第四項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

第五十五条に次の一項を加える。

4 第五十三条第八項の規定は、第一項又は第二項の規定によつて更正し、又は決定した道府県民税額が、当該事業年度分に係る道府県民税の中間納付額に満たない場合について準用する。

第五十六条第二項中「納付の日までの期間」の下に「前条第一項の規定による更正があつた場合において、」を加える。

第五十七条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第五十三条」の下に「(同条第一項後段を除く。)」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 前項の法人で、法人税法第十九条第一項の規定によつて法人税に係る申告書(当該申告書に係る法人税額の計算について同条第二項の規定を適用すべきものを除く。)を提出する義務があるものが、第五十三条第一項前段の規定により当該申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割額に係る道府県民税を申告納付する場合において、前項の規定により関係道府県ごとに算定した法人税割額に代えて、政令で定めるところにより計算した法人税割額によることができる。

第七十二条第三項を次のように改める。

3 外国法人又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人の行なう事業に対する本節の規定の適用については、その事業が行なわれる場所が政令で定めるものをもつて、その事務所又は事業所とする。

第七十二条の三第一項中「又は証券投資信託を証券投資信託に改め、証券投資信託をいう。」の下に「又は法人税法第二条第二項に規定する信託を加える。」

第七十二条の十三第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5) 事業年度の中途において、外国法人がこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなつた場合には、本節の適用については、その事業年度開始の日からその事務所又は事業所を有しないこととなつた日までの期間を一事業年度とみなす。

第七十二条の十五を次のように改める。

(内国法人又は個人がこの法律の施行地外において事業を行なうものの課税標準の算定)

第七十二条の十五 この法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下本節において「内国法人」という。)又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する個人で、この法律の施行地外にその事業が行なわれる場所が政令で定めるものを有するものの事業税の課税標準とすべ

き所得又は収入金額は、当該法人又は個人の事業の所得又は収入金額の総額からこの法律の施行地外の事業に帰属する所得又は収入金額を控除して得た額とする。この場合において、この法律の施行地外の事業に帰属する所得又は収入金額の計算が困難であるときは、政令で定めるところにより計算した金額をもつて、当該法人又は個人のこの法律の施行地外の事業に帰属する所得又は収入金額とみなす。

第七十二条の二十二第二号中「年五十万円以下の金額の百分の七」を「年五十万円以下の金額の百分の六」に、「年五十万円をこえる金額」を「年五十万円をこえる金額に改め、所得のうち年五十万円をこえる年百五十万円以下の金額の百分の八を削り、百分の十を百分の九に改め、同条第二項中「五百万円」を「一千万円」に改め、同条第三項中「年五十万円」とあるのは「五十万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とし、を削り、同条第六項第一号中「所得のうち年五十万円以下の金額の百分の六」を「所得の百分の五に改め、同項第三号中「百分の四」を「百分の三」に改め、同条第四号とし、同項第二号中「又は第三種事業(第三号に掲げるものを除く。）」を削り、「百分の六」を「百分の四」に改め、同条の次に次の一号を加える。

三 第三種事業(第四号に掲げるものを除く。)を行なう個人

第七十二条の二十二第七項中「第七十二条の十七」を「第七十二条の十七第一項(第七十二条の十八第二項の規定を含む。）」に改め、同条第八項及び第九項を削り、同条第十項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とする。

第七十二条の二十五第一項中「二月以内」の下に「(外国法人が第七十二条の九に規定する納税管理人の申告をしないのでこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなる場合においては、当該事業年度終了の日から二月を経過した日の前日と当該事務所又は事業所を有しないこととなる日とのいずれか早い日」を以下第七十二条の二十八第一項において同じ。）」を加え、同条第二項中「但し」の下に「同項の法人(外国法人で第七十二条の九に規定する納税管理人の申告をしないのでこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるものを除く。）」を加える。

第七十二条の二十六第七項及び第七十二条の二十七第三項中「第七十二条の二十二第四号各号に掲げる法人」の下に「並びに外国法人で第一項に規定する申告納付の期限内に、第七十二条の九に規定する納税管理人の申告をしないのでこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるもの(当該事務所又は事業所を有しないこととなる日前にすでに第一項の規定により申告書を提出したものを除く。）」を加える。

第七十二条の三十三第三項中「以下」の下に「次条第三項」を加える。

第七十二条の三十三の二第五項中「又は第二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第七十二条の二十五から前条までの規定による申告書又は修正申告書を提出した法人で所得又は清算

算所得に対する事業税を申告納付すべきものが、当該申告又は修正申告に係る事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたことに伴い、当該申告又は修正申告に係る所得若しくは清算所得又は事業税額が過大となる場合においては、税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から一月以内に限り、自治省令の定めるところにより、道府県知事に対し、当該所得若しくは清算所得又は事業税額につき、第七十二条の三十九の規定による更正をすべき旨を請求することができ

第七十二条の四十一第一項中「法人税法第六条第一項に規定する法人で事業税の納税義務があるもの、第七十二条の十四第一項但書を第七十二条の十四第一項ただし書の規定の適用を受ける医療法人、第七十二条の十五」に改める。

第七十二条の四十八第一項中「第七十二条の三十二まで」の下に「(第七十二条の二十六第四項を除く。）」を加え、「その所得の総額が年五十万円をこえる所得の総額が年五十万円をこえる年五十万円(当該法人の事業年度が一年に満たない場合においては、第七十二条の二十二第三項の規定を適用して計算した金額。以下本項において同じ。))以下の部分の金額」を「年五十万円以下の金額に改め、同条第四項第二号中「従業者の数」の下に「(第三号に掲げる

る場合においては、当該事業年度終了の日から二月を経過した日の前日と当該事務所又は事業所を有しないこととなる日とのいずれか早い日」を以下第七十二条の二十八第一項において同じ。）」を加え、同条第二項中「但し」の下に「同項の法人(外国法人で第七十二条の九に規定する納税管理人の申告をしないのでこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるものを除く。）」を加える。

第七十二条の二十六第七項及び第七十二条の二十七第三項中「第七十二条の二十二第四号各号に掲げる法人」の下に「並びに外国法人で第一項に規定する申告納付の期限内に、第七十二条の九に規定する納税管理人の申告をしないのでこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるもの(当該事務所又は事業所を有しないこととなる日前にすでに第一項の規定により申告書を提出したものを除く。）」を加える。

第七十二条の三十三第三項中「以下」の下に「次条第三項」を加える。

第七十二条の三十三の二第五項中「又は第二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第七十二条の二十五から前条までの規定による申告書又は修正申告書を提出した法人で所得又は清算

ものを除く。」を加え、同項に次の
一号を加える。

三 資本又は出資の金額が一億円
以上の製造業を行なう法人の本
社の従業員の数

前号の規定を適用して算定し
た数値(当該数値が奇数の場合
においては、当該数値に一を加
えた数値とする。)の二分の一に
相当する数値

第七十二条の四十八第六項中「分
割基準を異にする事業」を「第四項第
一号、第二号又は第三号に規定する
分割基準をそれぞれ適用すべき事
業」に、「第三項」を「第四項」に改め
る。

第七十二条の五十一第一項中「第七
十二条の十七第一項但書の規定の適
用を受ける個人」を「第七十二条の十
七第一項ただし書の規定の適用を受
ける第七十二条第七項第一号から第
五号までに掲げる事業を行なう個
人」に改める。

第七十二条の六十五第二項中「第
七十二条の三十三の二第四項」を「第
七十二条の三十三の二第五項」に改
める。

第七十三条第三号中「発電所及び
変電所」の下に「(発電若しくは変電
の用に供する機械器具を収容する建
物又は建物のうち発電若しくは変電
の用に供する機械器具を収容する部
分をいう。)」を加え、同条第八号中
「家屋の主要構造部(壁、柱、床、は
り、屋根又は昇降の設備をいう。)」の
一種以上」を「家屋の壁、柱、床、は
り、屋根、昇降の設備その他家屋と
一体となつて効用を果たす設備で政

令で定めるもの」に、「更新」を「取替
え又は取付け」に改める。

第七十三条の四第一項第三号中
「学校教育法(昭和二十二年法律第二
十六号)第一条若しくは第九十八条
第一項の学校を設置する」を削り、
「教育の用に供する不動産」の下に
「学校法人がその設置する寄宿舎
で学校教育法(昭和二十二年法律第
二十六号)第一条の学校に係るもの
において直接その用に供する不動産
及び民法第三十四条の法人、宗教法
人又は社会福祉法人がその設置する
幼稚園において直接保育の用に供す
る不動産」を加える。

第七十三条の七第七号中「一年」を
「二年」に改める。

第七十三条の十四第八項中「住宅
金融公庫法第七十七条第八項の規定に
より資金の貸付を受けて」を削り、
「第七十三条の二十七の三」を「第七
十三条の二十七の四」に改め、同項
を同条第九項とし、同条第七項を同
条第八項とし、同条第六項中「第三
百八十八条第三項の規定によつて示
された評価の基準並びに評価の実施
の方法及び手続に準じて」を「第三
百八十八条第一項の固定資産評価基
準によつて」に改め、同項を同条第七
項とし、同条第五項中「法律の規定
により」を削り、「本項において」「公
共事業」という。を「本項及び第七十
三条の二十七の二において」「公共事
業」という。に、「一年以内」を「二年
以内」に、「第三百八十八条第三項の
規定によつて示された評価の基準並
びに評価の実施の方法及び手続に準
じて」を「第三百八十八条第一項の固
定資産評価基準によつて」に改め、

同項を同条第六項とし、同条第四項
を次のように改める。

4 農業近代化資金助成法(昭和三十
六年法律第二百二二号)第三条
の規定による政府の助成に係る農
業近代化資金、農林漁業金融公庫
法(昭和二十七年法律第三百五十
五号)第十八条第一項の規定に基
づく資金又は開拓者資金助成法
(昭和二十二年法律第六号)第一条
第一項の規定に基づく資金の貸付
を受けて、農林漁業経営の近代
化又は合理化のための農林漁業者
の共同利用に供する施設で政令で
定めるものを取得した場合におけ
る当該施設の取得に對して課する
不動産取得税の課税標準の算定に
ついては、当該貸付けを受けた額
を価格から控除するものとする。

5 中小企業振興資金等助成法(昭
和三十一年法律第十五号)第三
条の規定による政府の助成に係る
資金の貸付けを受けて、中小企業
経営の近代化又は合理化のための
中小企業者の共同利用に供する施
設で政令で定めるものを取得した
場合における当該施設の取得に對
して課する不動産取得税の課税標
準の算定については、当該貸付け
を受けた額を価格から控除するも
のとする。

第七十三条の二十一第二項中「第
三百八十八条第三項の規定によつて
示された評価の基準並びに評価の実
施の方法及び手続に準じて」を「第
三百八十八条第一項の固定資産評
準によつて」に改める。

第七十三条の二十四第一項第二号
中「日本住宅公団」の下に、「防災建

築街区造成組合」を、「取得した場合」
の下に「(防災建築街区造成組合から
取得した場合にあつては、当該組合
の組合員が取得したときに限る。)」
を加える。

第七十三条の二十七の三第一項中
「取得の日から」の下に「敷地の取得
にあつては二年、防災建築物の取得
にあつては」を加え、同条を第七十
三条の二十七の四とし、同条の次
の一条を加える。

(事業協同組合等の取得に對して
課する不動産取得税の納税義務の
免除等)

第七十三条の二十七の五 道府県
は、中小企業振興資金等助成法第
三条第一項第四号の事業協同組合
等が、同号の規定に基づく資金の
貸付けを受けて不動産を取得した
場合において、当該不動産の取得
の日から二年以内当該事業協同
組合等の組合員又は所屬員に当該
不動産を譲渡したときは、当該事
業協同組合等による当該不動産の
取得に對する不動産取得税に係る
地方団体の徴収金に係る納税義務
を免除するものとする。

2 道府県は、不動産の取得に對し
て課する不動産取得税を賦課徴収
する場合において、当該不動産の
取得者から当該不動産取得税につ
いて前項の規定の適用があるべき
旨の申告があり、当該申告が真実
であると認められるときは、当該
取得の日から二年以内の期間を限
つて、当該不動産に係る不動産取
得税額を徴収猶予するものとする。

3 第七十三条の二十五第二項から
第四項まで、第七十三条の二十六
及び第七十三条の二十七の規定
は、前項の場合における不動産取
得税額の徴収猶予及びその取消し
並びに第一項の場合における当該
不動産取得税に係る地方団体の徴
収金の還付について準用する。

第七十三条の二十七の二第二項及
び第二項中「一年」を「二年」に改め、
同条を第七十三条の二十七の三と
し、第七十三条の二十七の次に次の
一条を加える。

(被取用不動産等の代替不動産の
取得に對する不動産取得税の減額
等)

第七十三条の二十七の二 道府県
は、不動産を取得した者が当該不
動産を取得した日から一年以内
に、公共事業の用に供するため当
該不動産以外の不動産を取用され
て補償金を受け、又は公共事業を
行なう者に当該公共事業の用に供
するため当該不動産以外の不動産
を譲渡した場合において、当該不
動産が当該取用され、又は譲渡し
た不動産(以下本条において「被取
用不動産」という。)に代わるもの
と認められるときは、当該不動産
の取得に對して課する不動産取
得税については、当該税額から被
取用不動産等の固定資産課税台帳
に登録された価格(被取用不動産
等の価格が固定資産課税台帳に登
録されていない場合にあつては、
政令で定めるところにより、道府
県知事が第三百八十八条第一項の
固定資産評価基準によつて決定し
た価格)に相当する額に税率を乗

資産その他これらに準ずるものとして政令で定める資産及び生活に通常必要でない資産として政令で定める資産に、「損失を受け」を「損失を受けた場合(当該災害等に関連して政令で定めるやむを得ない支出をし

た場合を含む。において」に、「保険金」を「当該支出をした金額を含み、保険金」に改め、同項第四号中「生命保険契約のため」を「生命保険契約(郵便年金契約を含む。以下本号において同じ。)のため」に改める。

第三百十四条の三第一項の表

十五万円以下の金額	百分の二
十五万円をこえる金額	百分の三
四十万円をこえる金額	百分の四
七十万円をこえる金額	百分の五

十万円以下の金額	百分の二
十万円をこえる金額	百分の三
二十万円をこえる金額	百分の四
五十万円をこえる金額	百分の五

に改める。

第三百十四条の七第二項中「応じて」を「応じ当該扶養親族一人について六百円を標準として」に改め、同条に次の一項を加える。

9 市町村は、所得割の納税義務者が、この法律の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法令により課される所得税又は道府県民税若しくは市町村民税の所得割に相当する税(以下本項において「外国の所得税等」といふ)を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第十五条の九の規定により所得税額から控除することができる額及び第三十七条の二第六項の規定により道府県民税の所得割の額から控除することができる額をこえ

る額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該こえる金額をその者の第三百十四条の三から前条まで並びに第一項及び第五項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第三百二十一一条の八第三項中「法人税を納付する義務がない法人で前二項に規定する」を「納付すべき法人税額がない法人で」に、「当該各項」を「前二項」に改め、同条第四項中「第三百二十一一条の十三第二項」を「第三百二十一一条の十三第三項」に改め、同条第八項中「本項」の下に「及び第三百二十一一条の十一第四項」を加え、同条に次の二項を加える。

4 第三百二十一一条の八第八項の規定は、第一項又は第二項の規定によつて更正し、又は決定した市町村民税額が、当該事業年度分に係る市町村民税の中間納付額に満たない場合について準用する。

3 第三百二十一一条の八第八項の規定は、第一項又は第二項の規定によつて更正し、又は決定した市町村民税額が、当該事業年度分に係る市町村民税の中間納付額に満たない場合について準用する。

9 第一項から第四項まで及び第七項の規定によつて申告書を提出すべき法人及び法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものは、当該申告書(第一項後段の規定により提出があつたものとみなされた申告書を除く)の提出期限後においても、第三百二十一一条の十一第三項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、第一項から第四項まで及び第七項の規定によつて申告書を提出し、並びにその申告した市町村民税額を納付することができる。

10 市町村は、この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人が、この法律の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法令により課される法人税又は道府県民税若しくは市町村民税の法人税割に相当する税(以下本項において「外国の法人税等」といふ)を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第十条の三の規定により法人税額から控除することができる額及び第五十三条第十項の規定により道府県民税の法人税割額から控除することができる額をこえる額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該こえる金額を第一項又は第四項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

2 前項の法人で、法人税法第十九条第一項の規定によつて法人税に係る申告書(当該申告書に係る法人税額の計算について同条第二項の規定を適用すべきものを除く)を提出する義務があるものが、第三百二十一一条の八第一項前段の規定により当該申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に係る市町村民税を申告納付する場合においては、前項の規定により関係市町村ごとに算定した法人税割額に代えて、政令で定めるところにより計算した法人税割額によることとする。

3 第三百四十八条第二項第六号の二の次に次の二号を加える。
六の三 火災類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)第三十条、第五十条又は第十二条の規定による許可を受けた者が公共の危害防止のために設置する土堤、簡易土堤及び防壁
六の四 地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道業者又は軌道経営者が公共の危害防止のために設置する踏切道及び踏切保安装置

3 第三百四十八条第二項第九号中「学校教育法第一条若しくは第九十八条第一項の学校を設置する」を削り、「教育の用に供する固定資産」の下に、「学校法人がその設置する寄宿舎で学校教育法第一条の学校に係るものにおいて直接その用に供する固定資産及び民法第三十四条の法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産」を加える。

5 鉱工業技術研究組合法(昭和三十一年法律第八十一号)第十四条の規定による承認を受けた機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該機械及び装置に対し

2 地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)又は軌道法(大正十年法律第七十六号)の規定による地方鉄道業者又は軌道経営者が都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二条の規定に

より決定された都市計画区域のうち政令で定める市街地の区域において直接地方鉄道事業又は軌道経営の用に供するトンネル

3 第三百二十一一条の八第八項の規定は、第一項又は第二項の規定によつて更正し、又は決定した市町村民税額が、当該事業年度分に係る市町村民税の中間納付額に満たない場合について準用する。

3 第三百二十一一条の八第八項の規定は、第一項又は第二項の規定によつて更正し、又は決定した市町村民税額が、当該事業年度分に係る市町村民税の中間納付額に満たない場合について準用する。

て新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置の価格の二分の一の額とする。第三百四十九条の三第九項を次のように改める。

9 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条又は第百二十一条の免許を受けた者が所有し、かつ、運航する航空機（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税について当該航空機の価格の三分の一の額とし、その後の三年度分の固定資産税については当該航空機の価格の三分の二の額とする。第三百四十九条の三に次の三項を加える。

14 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第四十一条の立休交差化計画に基づき新たに建設された立休交差化施設のうち線路設備、停車場設備及び電路設備（以下本項において「線路設備等」といふ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、同法第六十一条の規定により道路管理者が負担した額を当該立休交差化施設の建設に要する費用の額で除して得た数を一から控除し、当該控除して得た数を当該線路設備等の価格に乘じて得た額とする。

15 農業近代化資金助成法第三条の規定による政府の助成に係る農業

近代化資金、農林漁業金融公庫法第十八条第一項の規定に基づく同項第七号の資金若しくは開拓者資金助成法第一条第一項の規定に基づく同項第三号の資金の貸付け又は国の行政機関が作成した計画に基づく政府の補助を受けて、租税特別措置法第四十三条第一項第四号の法人が新設した農林漁業経営の近代化又は合理化のための機械その他の設備のうち同号の規定の適用を受けるもの及び同号の法人が自治省令で定める期間内に新設した農林漁業者の共同利用に供するための機械その他の設備のうち農林漁業経営の近代化又は合理化のため緊急に必要なものとして自治省令で定めるもの（以下本項において「機械設備等」といふ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該機械設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械設備等の価格の二分の一の額とする。

16 中小企業振興資金等助成法第三条の規定による政府の助成に係る資金の貸付けを受けて、租税特別措置法第四十三条第一項第四号の法人が新設した中小企業経営の近代化又は合理化のための機械その他の設備のうち同号の規定の適用を受けるもの及び同号の法人が自治省令で定める期間内に新設した中小企業者の共同利用に供するための機械その他の設備のうち中小企業経営の近代化又は合理化のため緊急に必要なものとして自治省

令で定めるもの（以下本項において「機械設備等」といふ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該機械設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械設備等の価格の二分の一の額とする。

第三百四十九条の五第一項中「五年度分」を「六年度分」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「五年度分」を「六年度分」に改め、同項第三号中（以下本条において「第五適用年度」といふ。）の下に「又は第五適用年度の翌年度」を加える。

第三百八十八条第三項を削り、同条第二項第二号及び第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

自治大臣は、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続（以下「固定資産評価基準」といふ。）を定め、これを告示しなければならない。この場合において、固定資産評価基準には、その細目に関する事項について道府県知事をして定めさせる旨を定めることができる。

第三百八十八条の次に次の一条を加える。

（中央固定資産評価審議会）
第三百八十八条の二 中央固定資産評価審議会は、次項各号に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項で自治大臣がその意見を求めたものについて調査審議する。

2 自治大臣は、次の各号に掲げる事項については、中央固定資産評価審議会の意見をきかなければならない。

一 前条第一項の固定資産評価基準に関する事項。

二 第四百二十二条の二第一項の指示

3 中央固定資産評価審議会は、委員十五人以上で組織する。

4 委員は、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員及び固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、自治大臣が任命する。

5 前二項に定めるもののほか、中央固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三百八十九条第一項中「前条第二項第二号の基準並びに同項第三号の方法及び手続に準じて」を「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて」に改め、同条第五項中「自治大臣によつて示された評価の基準に基いてした場合の評価と著しく異なることを発見した場合」を「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて行なわれないと認める場合」に改める。

第三百九十六条第一項中「第三百八十八条第二項第四号の助言又は第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査」を「第三百八十八条第三項第二号の助言、第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は第四百二十二条の二第一項の指示」に改める。

第四百一条第三号を削り、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次のように加える。

一 第三百八十八条第一項の固定資産評価基準について指導すること。

第四百一条の次に次の一条を加える。

（道府県固定資産評価審議会）
第四百一条の二 道府県に、道府県固定資産評価審議会を設置する。

2 道府県固定資産評価審議会は、次項各号に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項で道府県知事とその意見を求めたものについて調査審議する。

3 道府県知事は、次の各号に掲げる事項については、道府県固定資産評価審議会の意見をきかなければならない。

一 道府県知事が定める第三百八十八条第一項の固定資産評価基準の細目に関する事項。

二 第四百十九條第一項の勧告

4 道府県固定資産評価審議会は、委員十二人以上で組織する。

5 委員は、国の関係地方行政機関の職員、当該道府県の職員及び当該道府県の区域内の市町村の職員並びに固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、道府県知事が任命する。

6 前二項に定めるもののほか、道府県固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。

第四百二条中「前条」を「第四百一条」に改める。

第四百三十一條第一項中「自治大臣が示した評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて」を「第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて」に改める。

第四百三十九條第一項を次のように改める。

道府県知事は、市町村における固定資産の価格の決定が第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて行なわれていないと認められる場合においては、当該市町村の長に対し、固定資産課税台帳に登録された価格を修正して登録するように勧告するものとする。

第四百二十二條の次に次の一条を加える。

(固定資産の価格の修正に関する自治大臣の指示)

第四百二十二條の二 自治大臣は、市町村における固定資産の価格の決定が第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて行なわれていないと認める場合においては、道府県知事に対し、当該市町村の長に第四百三十九條第一項の勧告をするように指示するものとする。

2 前項の指示を受けた道府県知事は、当該指示を受けた日から三十日以内に、当該指示に基づいてした措置について自治大臣に報告しなければならない。

第四百六十四條第一項中「小売人がその販売の時にすべき小売定価」を「第三項の規定によつて算定した金額」に改め、同条第二項中「その売渡しの時にすべき当該製造した小売定価」を「次項の規定によつて算定した金額」に改め、

同条に次の二項を加える。

3 たばこ消費税の課税標準は、課税標準算定の基礎となる額に、公社が当該年度の初日の属する年の三月から翌年の二月までの間に於いて当該市町村の区域内に所在する営業所を有する小売人に対して売渡した製造たばこ又は当該市町村の区域内に所在する公社の事務所が国内消費用として直接消費者に売渡した製造たばこの本数を乗じて得た金額とする。

4 前項の製造たばこの本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、紙巻たばこ以外の製造たばこの本数の算定については、刻みたばこは一グラムをもつて、葉巻たばこは十分の一本をもつて、それぞれ紙巻たばこは一本に換算し、パイプたばこは一包単位をもつて、紙巻たばこの五十本に換算するものとする。

第四百六十五條中「百分の十一」を「百分の十二」に改める。

第四百六十七條第二項中「翌月二十五日」を「翌月末日」に改める。

第四百八十六條第三項中「電氣に関する臨時措置に関する法律」の下に「(昭和二十七年法律第三百四十一号)を、(旧公益事業令)の下に「(昭和二十五年政令第三百四十三号)を加える。

第四百八十九條第一項第七号の二中「マンガン鉱」の下に「タングステン鉱、モリブデン鉱」を、「石棉」の下に「石灰石」を加え、同項第九号の四を削り、同項第十号中「人造電極」を「不透過性炭素、人造電極」に改め、同項第十七号中「及び水電解法」を「並びに水電解法及び深冷分離法」に改め、同項第二十号の二を次のように改める。

二十の二 マグネシウム、シリコン、中「塩化ビニル系繊維、塩化ビニル、塩化ビニル重合物」を削り、同項第二十五号を次のように改める。

二十五 バルブ

銅アンモニウム繊維

第四百八十九條第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 農山漁村電氣導入促進法第二条第一項の農林漁業団体が使用する電氣のうち当該農林漁業団体を組織する者に供給するものに対しては、電氣ガス税は課することができない。

第四百八十九條第七項を同条第九項とし、同条第三項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 電氣事業者が電氣に関する臨時措置に関する法律においてその例によるものとされた旧公益事業令第三十九條第一項の規定により認可を受けた供給規格(以下本節において「電氣供給規格」という。)における料金割引の適用を受ける公衆街路灯に使用する電氣に対しては、電氣ガス税は課することができない。

第四百八十九條第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる製品の製造業を営む者がその事業所において直接その業務の用に使用する電氣に對しては、次の各号に掲げる製品ごとに政令で定める日から起算して三年間は、電氣ガス税は課することができない。

一 プロピレンオキサライド、プロピレングリコール及びアルキルフェノール(揮発油、灯油若しくは軽油又は石油精製の際に発生する副生ガスを原料とするものに限る。)

二 アクリル酸エステル

三 ふつ素樹脂

四 ポリカーボネート

五 高純度シリコン、タンタル地金(タンタル粉末を含む。)、ベリリウム銅合金地金及び希土類金属地金(イットリウム及びスカンジウムを含むものを含む。)

第四百九十条中「百分の十」を「百分の九」に改める。

第四百九十条の二第一項中「電氣事業者が電氣に関する臨時措置に関する法律においてその例によるものとされた旧公益事業令第三十九條第一項の規定により認可を受けた供給規格」を「電氣供給規格」に改める。

第五百二十條 鉱産税の標準税率は、百分の〇・七とする。

2 前項の標準税率をこえて課する場合においても、百分の一・二(前項ただし書の場合にあつては、百分の〇・九)をこえることができない。

第五百二十一條中「鉱産税の納期は、(の下に)毎月十日から末日までの間において」を「(の下に)毎月十日から末日までの間において」に改める。

第五百二十二條中「当該市町村の条例で定める期間内」を「毎月一日から末日までの間」に改める。

第五百五十一條第一項中「価格」の下に「(山元における価格をいう。)」を加え、同条第二項中「素材の価格」の下に「(山元における価格をいう。)」を加える。

第七百六條の六第四号中「林業を営む者」の下に「その他政令で定める者」を加える。

第七百六條の十一第二項中「毎月十五日」を「毎月末日」に改める。

第七百六條の十四第一号から第三号まで中「毎月十五日」を「毎月末日」に、同条第四号中「十五日」を「三十日」に改める。

第七百六條第一項中「(大正八年法律第三十六号)」を削る。

第七百六條の三第二項中「百分の九十」を「百分の八十」に改める。

第七百三十四條第三項中「百分の十六・二」との下に「、第三百四十四條の七第一項中「千円」とあるのは「二千円」とを加える。

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

附則第十一項を附則第十八項とし、附則第七項から附則第十項までを七項ずつ繰り下げ、附則第六項を附則第七項とし、同項の次に次の六項を加える。

(法人の道府県民税及び市町村民税の繰越控除の特例)

8 租税特別措置法第六十六條の八第一項から第三項までの規定の適用を受ける法人で法人税法第二十六條の四の規定によつて法人税額の還付を受けたものに対する第五十三條第五項及び第三百二十一條の八第五項の規定の適用については、これらの規定中「五年」とあるのは「十年」と、「法人税法第九條第五項」とあるのは「法人税法第九條第五項」とあるのは「法人税法第九條第五項及び租税特別措置法第六十六條の八第一項から第三項まで」とする。

(開拓農地等の取得に対する不動産取得税の非課税)

9 道府県は、開拓農振臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八號)第二條第一項に規定する開拓農振組合の組合員である開拓者で同項各号の一に該当するもの(以下本項において「開拓者」という。)が農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八號)第六條第二項の規定に基づき農業委員会のあつせんにより他の開拓者から耕作又は養畜の用に供する土地を取得した場合においては、当該取得が昭和三十三年三月三十一日までに行なわれたときに限り、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、当該土地の取得に対し

ては、不動産取得税を課することできない。

(農林漁業者の共同利用施設等の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

10 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて農林漁業経営の近代化又は合理化のための農林漁業者の共同利用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和四十七年三月三十一日までに行なわれたときに限り、当該補助を受けた額を価格から控除するものとする。

11 農業委員会等に関する法律第六條第二項の規定に基づく農業委員会のあつせんによる農地の交換分合による土地の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和三十三年三月三十一日までに行なわれたときに限り、交換分合によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格(交換分合によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されてない場合に於ては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に相当する額を価格から控除するものとする。

12 (個人の市町村民税の配当控除)

第三百十四條の二第一項本文の規定による控除をする市町村は、当分の間、所得割の納税義務者の

前年の総所得金額のうちに、この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受ける所得税法第九條第一項第二号に規定する配当所得(利息の配当を除く。)があるときは、次の各号に掲げる金額の合計額を、その者の第三百十四條の三から第三百十四條の五までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 利益の配当及び剰余金の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の三(課税総所得金額から証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千円をこえる場合には、当該利益の配当及び剰余金の分配に係る配当所得の金額のうちそのこえる金額に相当する金額(当該配当所得の金額がそのこえる金額に満たないときは、当該配当所得の金額)については、百分の一・五)に相当する金額

二 証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の一・五(課税総所得金額が千円をこえる場合には、当該配当所得の金額のうちそのこえる金額に相当する金額(当該配当所得の金額がそのこえる金額に満たないときは、当該配当所得の金額)については、百分の一・五)に相当する金額

13 (個人の都民税の配当控除)

第七百三十四條第三項において準用する前項の規定の適用につい

ては、同項中「百分の三」、「百分の一・五」又は「百分の〇・七五」とあるのは、それぞれ「百分の四・二」、「百分の二・一」又は「百分の一・〇五」とする。

附則第五項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。

(個人の道府県民税の配当控除)

5 道府県は、当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受ける所得税法第九條第一項第二号に規定する配当所得(利息の配当を除く。)があるときは、次の各号に掲げる金額の合計額を、その者の第三十五條から第三十七條までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 利益の配当及び剰余金の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の一・五(課税総所得金額から証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千円をこえる場合には、当該利益の配当及び剰余金の分配に係る配当所得の金額のうちそのこえる金額に相当する金額(当該配当所得の金額がそのこえる金額に満たないときは、当該配当所得の金額)については、百分の〇・六)に相当する金額

二 証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の〇・六(課税総所得金額が千円をこえる場合には、当該配当所得の

金額のうちそのこえる金額に相当する金額(当該配当所得の金額がそのこえる金額に満たないときは、当該配当所得の金額)については、百分の〇・三)に相当する金額

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

第二條 この法律による改正後の地方税法(以下「新法」という。)中個人の道府県民税に関する規定(新法第二十四條の三第一項、第三十二條第八項及び第九項並びに第三十四條第一項第一号及び第四号の規定を除く。)は、昭和三十三年四月一日から施行する。

第三條 新法第二十四條の三第一項、第三十二條第八項及び第九項並びに第三十四條第一項第一号及び第四号の規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。

第四條 新法第三十七條の二第六項の規定の適用については、昭和三十三年四月一日から施行する。

第五條 新法附則第五項の規定の適用については、昭和三十一年度分の個人の道府県民税に限り、同項中「百分の一・二」を「百分の〇・六」又は「百分の〇・三」とあるのは、それぞれ「百分の一・六」、「百分の〇・八」又は「百分の〇・四」とする。

第六條 新法第二十三條第一項第四号、第五十三條第十項及び附則第八項（法人の道府県民税に関する部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する事業年度分の法人の道府県民税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

第七條 新法第五十六條第二項の規定は、施行日以後において徴収する延滞金額の計算について適用する。ただし、同日前の期間に対応する延滞金額の計算については、なお従前の例による。

第八條 新法第五十七條第二項の規定は、施行日以後に新法第五十三條第一項前段の申告期限の到来する事業年度分の法人の道府県民税から適用し、同日前に当該申告期限の到来した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する規定の適用）
第九條 新法中個人の事業税に関する規定（新法第七十二條の十五並びに第七十二條の十七第四項及び第五項の規定を除く。）は、昭和三十一年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

第十條 新法第七十二條の十七第四項及び第五項の規定は、昭和三十一年一月一日以後に発生した同条第五項の災害による損失の金額から適用し、同日前に生じた被災たな卸資産の損失の金額及びこの法律による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十二條の十七第六項の損失の金額については、なお従前の例による。

第十一條 旧法第七十二條の十七第六項の規定は、昭和三十一年度分の個人の事業税については、なお効力を有するものとする。

2 新法第七十二條の十七第七項の規定の適用については、旧法第七十二條の十七第四項、第五項又は第六項の規定の適用がある間は、新法第七十二條の十七第七項中「前項及び次条第一項」とあるのは「前項、次条第一項並びに地方税法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第 号）による改正前の地方税法（以下本項において「旧法」という。）第七十二條の十七第四項及び第六項」と、「第四項の控除をし、次に前項」とあるのは「旧法第七十二條の十七第四項の控除のうち被災たな卸資産の損失の金額で前年前に控除されなかつた部分の金額の控除をし、次に旧法第七十二條の十七第四項の控除のうち同条第六項の損失の金額で前年前に控除されなかつた部分の金額の控除、第四項の控除、前項の控除、旧法第七十二條の十七第六項」とする。

第十二條 新法第七十二條の十七第六項の規定の適用については、昭和三十一年度分に限り、新法第七十二條の五十五第一項の申告期限は、同項の規定にかかわらず、施行日から一月以内とする。

第十三條 新法第七十二條の二十二第一項第二号及び第二項並びに第七十二條の四十八第一項、第四項第二号及び第三号並びに第六項の規定は、施行日の属する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下本条において同じ。）から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

第十四條 法人が施行日以後に新法第七十二條の二十六第一項本文の規定により申告納付する場合（同条第四項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を含む。）においては、同条第一項に規定する前事業年度の事業税として納付した税額若しくは納付すべきことが確定した税額又は同条第二項に規定する被合併法人の確定事業税額は、同条第一項本文又は第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該事業年度の税額又は当該被合併法人の確定事業税額の計算の基礎となつた事業年度分の所得について新法第七十二條の二十二の規定の適用があつたものとして計算した金額による。

第十五條 新法第七十三條の二十七の二の規定は、施行日以後において不動産を取得した場合について適用する。

第十六條 新法第七十三條の二十七の三の規定は、施行日以後においてなされる譲渡担保権者による譲渡担保財産の取得について適用し、同日前においてなされた譲渡担保財産の取得については、なお従前の例による。

第十七條 新法第七十三條の二十七の四の規定は、施行日以後においてなされる防災建築物街区造成組合による防災建築物の敷地の取得について適用し、同日前においてなされた防災建築物の敷地の取得については、なお従前の例による。

第十八條 新法第七十三條の二十七の五の規定は、施行日以後において事業協同組合等が不動産を取得した場合について適用する。

第十九條 昭和三十一年一月一日前にて不動産を取得した場合において新法第七十三條の十四第六項及び第七項、第七十三條の二十一第一項、第七十三條の二十七の二第一項並びに附則第十一項の規定の適用については、これらの規定中「第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第 号）による改正前の地方税法第三

号）による改正前の地方税法第三百八十八條第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて」とする。

（道府県たばこ消費税に関する規定の適用）
第二十條 新法第七十四條及び第七十四條の二の規定は、施行日以後小売人又は国内消費税として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用し、同日前に係る分については、なお従前の例による。

第二十一條 昭和三十一年四月から昭和三十一年二月までの各月において小売人又は国内消費税として直接消費者に売り渡される製造たばこに係る道府県たばこ消費税の新法第七十四條第三項の課税標準算定の基礎となる額は、二・六の一円とする。

（市町村民税に関する規定の適用）
第二十二條 新法中個人の市町村民税に関する規定（新法第二百九十四條の三第一項、第三百十三條第八項及び第九項、第三百十四條の二第一項第一号及び第四号並びに第三百十四條の三第一項の規定は、昭和三十一年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和三十六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。）

第二十三條 新法第二百九十四條の三第一項、第三百十三條第八項及び第九項、第三百十四條の二第一項第一号及び第四号並びに第三百十四條の三第一項の規定は、昭和三十一年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和三十六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

三十八年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和三十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第二十四条 新法第三百十四条の七第九項の規定の適用については、昭和三十七年度分の個人の市町村民税に限り、同項中「所得税法第十五条の九」とあるのは、「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第 号）による改正前の所得税法第十五条の八」とする。

第二十五条 昭和三十七年度分の個人の市町村民税に限り、市町村長が新法第三百二十一条の四第一項後段の規定によつて特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に対してする通知は、同条第二項の規定にかかわらず、昭和三十七年七月三十一日までにする事ができる。

2 新法第三百二十一条の四第三項の規定は前項の場合について、新法第三百二十一条の六及び第三百二十一条の七第二項の規定は前項の規定によつて通知した特別徴収税額の変更並びに還付及び充当について準用する。

第二十六条 新法附則第十二項の規定の適用については、昭和三十七年度分の個人の市町村民税に限り、同項中「百分の三」、「百分の一・五」又は「百分の〇・七五」とあるのは、それぞれ「百分の四」、「百分の二」又は「百分の一」とする。

第二十七条 新法第二百九十二条第一項第四号、第三百二十一条の八

第十項及び附則第八項（法人の市町村民税に關する部分に限る。）の規定は、施行日の属する事業年度分の法人の市町村民税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

第二十八条 新法第三百二十一条の十二第二項の規定は、施行日以後において徴収する延滞金額の計算について適用する。ただし、同日前の期間に対応する延滞金額の計算については、なお従前の例による。

第二十九条 新法第三百二十一条の十三第二項の規定は、施行日以後に新法第三百二十一条の八第一項前段の申告期限の到来する事業年度分の法人の市町村民税から適用し、同日前に当該申告期限の到来した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に關する規定の適用）
第三十条 新法中固定資産税に關する規定は、この附則に特別の定めがある場合を除くほか、昭和三十七年度分の固定資産税から適用し、昭和三十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第三十一条 新法第三百四十八条第二項第二号の四の規定は、昭和三十五年一月二日以後において建設されたトンネルについて、昭和三十七年度分の固定資産税から適用する。

第三十二条 旧法第三百四十九条の第三五項の規定は、昭和三十六年三月三十一日までの間において更新し、又は改良された同項に規定する機械設備等に対して課する昭和三十九年度分までの固定資産税については、なおその効力を有するものとする。

第三十三条 新法第三百四十九条の第三九項の規定は、昭和三十七年度以後の年度において固定資産税が課されることとなつた同項に規定する航空機について、昭和三十七年度分の固定資産税から適用する。

第三十四条 新法第三百四十九条の第三九項の規定は、昭和三十六年度以前の年度において固定資産税が課されることとなつた同項に規定する航空機についても、昭和三十七年度分の固定資産税から適用する。この場合において、当該航空機に対して課する固定資産税の課税標準は、当該航空機に対して当該固定資産税が課されることとなつた年度から昭和三十六年度までの年度の数を六から控除して得た数（以下本項において「残存年度数」という。）が三をこえるときは、昭和三十七年度分からその三をこえる数に相当する年度分については当該航空機の価格の三分の一の額、その後の三年度分については当該航空機の価格の三分の二の額とし、残存年度数が三以下であるときは、昭和三十七年度分からその数に相当する年度分については、当該航空機の価格の三分の二の額とする。

第三十五条 新法第三百四十九条の第三十五項及び第三十六項の規定は、昭和三十六年一月二日以後において新設されたこれらの規定に規定する機械設備等について、昭和三十七年度分の固定資産税から適用する。

第三十六条 新法第三百八十八条、第三百八十九条第一項及び第五項、第三百九十六条第一項、第四百一条、第四百三条第一項、第四百九条第一項並びに第四百二十二条の二の規定は、昭和三十九年度分の固定資産税から適用し、昭和三十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市町村たばこ消費税に關する規定の適用）
第三十七条 新法第四百六十四条及び第四百六十五条の規定は、施行日以後小売人又は国内消費税として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用し、同日前に係る分については、なお従前の例による。

第三十八条 昭和三十七年四月から昭和三十八年二月までの各月において小売人又は国内消費税として直接消費者に売り渡される製造たばこに係る市町村たばこ消費税の新法第四百六十四条第三項の課税標準算定の基礎となる額は、二・六〇一円とする。

（電気ガス税に關する規定の適用）
第三十九条 新法第四百八十九条第一項、第二項、第四項及び第十一項の規定は、昭和三十七年六月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に係る電気ガス税にあつては、同日以後に係る電気ガス税に係る分）について、なお従前の例による。

第四十条 新法第四百九十条の規定は、昭和三十七年五月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に係る電気ガス税に係る分）から適用し、昭和三十七年四月三十日まで分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前に係る電気ガス税に係る分）については、なお従前の例による。

（鉱産税に關する規定の適用）
第四十一条 新法第五百二十条から第五百二十二条までの規定は、施行日以後において掘採する鉱物に係る鉱産税から適用し、同日前に掘採した鉱物に係る鉱産税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に關する規定の適用）
第四十二条 新法第七百三条の第三第二項の規定は、昭和三十七年度分の国民健康保険税から適用し、昭和三十六年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（昭和三十七年度分の個人の都民税の配当控除）
第四十三条 新法附則第十三項の規定の適用については、昭和三十七年度分の個人の都民税に限り、同項中「百分の四・二」、「百分の二・一」又は「百分の一・〇五」と

あるのは、それぞれ「百分の五・六」、「百分の二・八」又は「百分の一・四」とする。

(旧法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税の取扱いは、)

第四十四条 旧法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。

(罰則に関する規定の適用)

第四十五条 新法の罰則に関する規定は、この法律の施行後にした違反行為に於ける罰則の規定により従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有するものとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四十六条 前四十五条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(入場譲与税法の廃止)

第四十七条 入場譲与税法(昭和二十九年法律第百二二号)は、廃止する。

第四十八条 昭和三十七年三月において取納すべき入場税の収入額の見込額と同月において取納した入場税の収入額との差額と、同年四月において取納すべき昭和三十六年度の入場税の収入額の見込額との合算額に相当する額は、昭和三十

十六年度分の入場譲与税として、昭和三十六年度分の入場譲与税の譲与の例により、同年四月に譲与する。

2 昭和三十七年四月において取納すべき昭和三十六年度の入場税の収入額の見込額と同月において取納した昭和三十六年度の入場税の収入額との差額に相当する額は、昭和三十六年度分の入場譲与税の譲与の例により、昭和三十八年四月までの間において譲与する。

3 前項の場合における譲与時期及び当該譲与時期において譲与すべき金額は、自治省令で定める。

4 この法律による廃止前の入場譲与税法の規定による各譲与時期ごとに譲与することができなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額をこえて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、第一項及び第二項の規定により譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(地方財政法の一部改正)

第四十九条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第四十条の三第一項中「入場譲与税」を削る。

第五十条第三項を次のように改める。

3 第一項第五号の場合における普通税の標準税率は、個人に対する市町村民税の所得割にあつては、当該市町村の市町村民税の所得割の総額が、地方税法

(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第三百四十四条の二第一項本文の規定による控除をすることとした場合における当該控除後の前年の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額について、同法第三百四十四条の三第一項の規定により準ずるものとされる同項の表の上欄に掲げる金額の区分及び当該区分に応じて順次適用されるべき同表の下欄に掲げる率で市町村民税の所得割を課することとした場合における当該市町村民税の所得割の金額から、同法第三百四十四条の七第一項に定める標準とすべき金額により同条第一項及び第五項の規定を適用した場合に控除するものとされる金額、同条第九項の規定により控除された金額並びに同法附則第十二項の規定により控除することとされる金額を控除することとした場合における当該控除後の市町村民税の所得割の総額と同額となる税率とする。

第三十三条の次に次の一条を加える。

(地方債の制限に関する普通税の標準税率の特例)

第三十三条の二 第五十条第三項の規定の適用については、昭和三十七年度に限り、同項中「同法附則第十二項」とあるのは、「同法附則第十二項及び地方税法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号)附則第二十六条」とする。

(たばこ専売法の一部改正)

第五十条 たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項後段を次のように改める。

この小売定価中には、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十四条第三項に規定する道府県たばこ消費税の課税標準算定の基礎となる額及び同法第四百六十四条第三項に規定する市町村たばこ消費税の課税標準算定の基礎となる額に当

第十四条第一項中「入場譲与税及び」を削り、同条第三項の表道府県の項中「十二 入場譲与税 入場譲与税法(昭和二十九年法律第百二二号)第二条の規定によつて算定した額」を削り、同表収入の項目の欄中「十三」を「十二」に、「十四」を「十三」に改める。

第五十二条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項及び第三項の規定は、昭和三十一年度分の地方交付税から適用する。

(公社更生法の一部改正)

第五十三条 公社更生法(昭和二十七年法律第百七二号)の一部を次のように改正する。

第二百六十九条第四項中「附加価値税」を「事業税」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第五十四条 自治省設置法(昭和二十七年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十二号中「評価について」の下に、「固定資産評価基準を定め、並びに」を加え、

該小売定価に係る製造たばこの本数(同法第七十四条第七項及び第四百六十四条第四項の規定により換算した本数を含む)を乗じて得た額に、それぞれ百分の九及び百分の十二を乗じて得た額に相当する道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の額を含むものとする。

(地方交付税法の一部改正)

第五十一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

同法第三十三号の二及び第三十三号の三を削り、同法第三十三号の四を同法第三十三号の二とし、同法第三十三号の五から第三十三号の八までを二号ずつ繰り上げる。

第十三条第一号中「入場譲与税」を削り、同条第三号中「評価について」の下に「固定資産評価基準を定め、並びに」を加え、同条第六号及び第七号を削り、同条第八号を同条第六号とし、同条第九号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、同条第十四号中「入場譲与税法(昭和二十九年法律第百二二号)及び」を削り、同条第十二号とし、同条第十五号中「固定資産評価制度

調査会、中央固定資産評価審議会に改め、同号を同条第十三号とする。

第十七条第四号の二を削り、同条第四号の三を同条第四号の二とし、同条第四号の四を同条第四号の三とし、同条第四号の五を同条第四号の四とし、同条第八号中「固定資産評価基準並びに」を削る。

第二十三条の三を次のように改める。

(中央固定資産評価審議会)

第二十三条の三 自治省に、中央固定資産評価審議会を置く。

2 中央固定資産評価審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、地方税法の定めるところによる。

附則第六項を削る。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第五十五条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中、「入場税及び「入場譲与税法(昭和二十九年法律第百二号)による入場譲与税の譲与金」を削る。

第五十六条 昭和三十六年度分の入場収入及び附則第四十八条の規定による入場譲与税の譲与金については、前条の規定による改正前の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、なおその効力を有する。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第五十七条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 日本国有鉄道は、その所有する固定資産のうち地方税法第三百四十八条第二項第二号の四及び第六号の四に掲げる固定資産に類するもので政令で定めるものについては、第二項の規定にかかわらず、市町村納付金を納付しない。

第五条の二第一項中「五年度分」を「六年度分」に改める。

第十一条第一項中「地方税法第三百八十八条第二項第二号の評価の基準並びに同項第三号の評価の実施の方法及び手続に準じて」を「地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて」に改める。

第五十八条 前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(以下本条において「新交付金法」という。)第二条第五項の規定は、昭和三十八年度分の市町村納付金から適用し、昭和三十七年度分までの市町村納付金については、なお従前の例による。

2 新交付金法第五條の二第一項の規定は、昭和三十七年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金に

びに市町村納付金及び都道府県納付金(以下本項において「交付金及び納付金」という。)から適用し、昭和三十六年度分までの交付金及び納付金については、なお従前の例による。

3 新交付金法第十一条第一項の規定は、昭和三十九年度分の市町村納付金及び都道府県納付金から適用し、昭和三十八年度分までの市町村納付金及び都道府県納付金については、なお従前の例による。

(所得税法の一部を改正する法律の一部改正)

第五十九条 所得税法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二條第一項中「第三十七條の二第一項、附則第五項及び附則第六項」を「地方税法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第 号。以下「改正法」という。)による改正後の地方税法第三十七條の二第一項及び附則第五項から附則第七項まで並びに改正法附則第五條」に改める。

二月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、ガス税撤廃に関する請願(第一二二五号)

二、電気税撤廃に関する請願(第一一三六号)(第一一三七号)(第一一六六号)(第一二四号)(第一二五号)(第一二二六号)(第一三〇〇号)

一、大衆に関する飲食等消費税減免に関する請願(第一一六七号)(第一二二二号)(第一二二三号)(第一二九号)

二、国民健康保険団体連合会議員の地方公務員共済制度加入に関する請願(第一二九四号)

第一二二五号 昭和三十七年二月二日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 長野県松本市大字渚三 一六松本瓦斯株式会社 代表取締役 清水孝親 外千六百五十四名

紹介議員 木内 四郎君

ガス税は、課税原則をはなはしく逸脱して不公平に課税されているので、すみやかに撤廃すべきである。その理由としては、(一)フロランガスの使用だけがガス税をとられるのに矛盾もはなはしく不公平であること、(二)電気については、自家発電についても買電ともに課税されるが、ガスについては、自家発生ガスは、いづれに非課税となつてゐる。また、電気には多数の非課税品目が指定され、その減税相当額は実に百二十四億円に達すると言われるが、ガスには全く非課税品目の指定がなされていない。このように、電気ガス税は同一法律の中でははなはしく不公平に課税されていること、(三)本年六月から実施された月三百円以上の免税点制度は不適当であること、(四)消費者行政の強化を唱へながら、これに反する消費抑制の免税点制度を一率に採用していること、(五)現在のガス税は、生活必需品に課税し、消費税として高率であるばかりでなく、普遍的であるべき地方税の課税原則からも逸脱している。すなわち、都市ガスはいまだ全国的には二十二パーセントしか普及しておらず、都市別に見ても出回五百六十市のうち約半数に普及しているにとどまつてゐること、(六)ガス税が地方財政に占める比率はわずかで、都市ガスの普及している地方団体は富裕団体が多数実情からも、ガス税は撤廃してもさして地方財政を圧迫するものではないこと、(七)他の税金は減税されているのに、ガス税は従価税であるため料金値上げにより、かえつて増税されているのは課税の公平の原則から見ても不合理であること等の諸点があげられるが、これらの事情を十分に了解されて、ガス税撤廃について特段の配慮をせられたことの請願。

第一一三六号 昭和三十七年二月二日受理

電気税撤廃に関する請願

請願者 大阪府豊中市春日町四ノ一九 池田幸次外 四十八名

紹介議員 樺 繁夫君

国民生活と産業活動の必需品である電気には、消費税として需用者に電気税が課せられてゐる。電気は家庭にとつて主食品や飲料水とならぬからとて、毎月の電気使用量の増加に伴い税負担額がふえることは、国民の生活基盤をおびやかすもので、消費者にとつて全く納得できない不合理な税金である。また電気は、あらゆる産業経済活動の原動力として、極めて重大な使命を果たし、また商店、ビル等が使用する電気も、公衆の保安と環境衛生に直接関係するもので、かかる機能をもつ電力の消費に対して課

請願者 大阪市生野区大瀬町六
二 佐藤和子外百二名
紹介議員 樫 繁夫君

第一三〇号 昭和三十七年二月八日受理
電気税廃止に関する請願(二通)

改正すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二九号 昭和三十七年二月八日 受理

しているのみで、他の地方公務員に比しきわめて不公平な処遇に置かれている。また、市町村職員と全く同じ事務を処理している関係上、必要によつて、市町村職員と人事の交流する場合、連合会職員は、地方公務員の共済制度の恩恵のわく外に放置される実情で、まことに寒心に堪えないから、すみやかに、連合会職員が地方公務員共済制度に加入できるよう、特別の配慮をせられたいとの請願。

昭和三十七年二月二十三日印刷

昭和三十七年二月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局